

建設環境委員会記録

とき 令和7年9月10日

国 分 寺 市 議 会

建設環境委員会

令和7年9月10日（水）

○出席委員

委員長 中山 ごう
副委員長 久保 けいこ
委員 脇村 たいき
 対馬 ふみあき
 寺嶋 たけし
 高瀬 かおる
 はせべ 豊子

○審査事項

- 議案第64号 市道路線の一部廃止について
- 議案第65号 市道路線の認定について
- 議案第66号 市道路線の認定について
- 調査 環境施策について

R 7. 6. 5

《報告事項》

- 国分寺市住宅マスタープランの改定について
- ぶんバスのダイヤ改正について
- 運賃改定後の利用者数等について
- 都市計画の原案作成に関する懇談会、都市計画原案決定説明会の意見概要について～西町五丁目緑地～
- 国分寺市災害廃棄物処理計画の改定について
- 清掃センター工場棟解体撤去工事に伴う土壤汚染調査の実施について
- 一般廃棄物処理実施計画の目標達成状況について
- ぶんバス日吉町ルートにおける事故の発生について
- その他

- 陳情第7-1号 「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情

R 7. 9. 5

- 陳情第7-2号 ぶんバスのさらなる発展を求める陳情

R 7. 9. 5

午前9時31分開会

○中山委員長 おはようございます。ただいまから建設環境委員会を開会いたします。



○中山委員長 早速ですが、視察の実施について、現委員の任期中においては委員長に御一任いただいておりますので、お手元の審査事項1番、議案第64号から審査事項3番、議案第66号までに関する審査のため、現地視察を行いたいと思います。

それでは、視察のため、委員会を暫時休憩いたします。

午前9時32分休憩

午前10時40分再開

○中山委員長 それでは、委員会を再開いたします。



○中山委員長 それでは、お手元の審査事項一覧に沿いまして議案の審査を行います。

初めに、**議案第64号 市道路線の一部廃止について**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○一色道路管理課長 先ほどは現地を御視察いただき、ありがとうございました。それでは、議案第64号、市道路線の一部廃止についてを御説明いたします。

本案は、戸倉四丁目地内の道路について、現状、一般の交通の用に供する必要がなくなったと認められるため、道路法第10条第1項及び国分寺市道路線の認定等に関する取扱規則第4条の規定に基づき、一部廃止いたしたいというものです。

本路線の概要について御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。路線名称は市道北136号線、戸倉四丁目地内に位置します。資料の2ページに案内図がございますので、こちらも御確認ください。

議案書裏面の一部廃止図を御覧ください。廃止区間は戸倉四丁目37番7から戸倉四丁目36番7までとなっております。道路幅員は1.818メートル、廃止延長は35.9メートルになります。なお、後に行われる宅地開発行為において、新設道路との付け替え交換を行う予定です。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○中山委員長 説明が終わりました。

すみません、冒頭でお伝え忘ましたが、視察の準備をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、議案の審査に入りたいと思います。質疑のある方は举手にてお願ひいたします。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 今回廃止されるのは市道北136号線の一部ですが、今、一部宅地開発云々という説明もありましたけど、残りの部分はどのような扱いになるのか、今後、廃止になるのか、その辺りを教えていただけますか。

○一色道路管理課長 説明の中で申し上げましたように宅地開発に伴う新設道路の中に取り込まれる形になります。そこより先の部分でちょっとみ出す部分があるんですけども、その部分に対しては、その先に道路が延びることは未定の状態なんんですけども、それを見越して道路の敷地として残す形になります。

○中山委員 分かりました。今回、廃止される部分も付け替え交換になると、先ほど、冒頭に説明がありましたので、今後、この残りの市道北136号線も、一部は宅地開発に伴って道路の一部になると、ただ、

一部分はまだその後も残るという御説明だと、分かりました。終わります。

○中山委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○中山委員長 続きまして、議案第65号 市道路線の認定についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○一色道路管理課長 続きまして、議案第65号、市道路線の認定についてを御説明いたします。

本案は、宅地開発行為で設置された公共施設のうち、都市計画法第40条第2項で帰属を受けた道路及び道路敷地の寄附に関する取扱規則に基づき寄附を受けた土地を道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線として認定いたしたいというものです。

本路線の概要について御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。路線名称は市道北271号線、戸倉一丁目地内、都市計画道路国3・2・8号線が西武国分寺線をアンダーパスで抜ける位置の西側に位置します。資料の3ページに案内図がございますので、こちらも御確認ください。

では、議案書裏面の認定図を御覧ください。図中の左上、市道北54号線から始まる縦の部分と、図中の左、地番表示19-26付近から右に進み、地番表示19-36付近で斜めになっている部分までが宅地開発事業に伴う新設道路として帰属を受けた部分です。令和6年11月に特定道路として登録しております。また、この部分から右側は私道でしたが、新設道路の帰属に合わせ御寄附いただきました。御寄附いただいたことにより市道北55号線に接続し、国分寺市道路線の認定等に関する取扱規則第3条の路線の認定の条件を満たすことから、市道として認定いたしたいというものです。

起点は認定図の右側、戸倉一丁目18番65、終点が認定図左上の戸倉一丁目19番21、経過地として戸倉一丁目19番23から19番26、左側に飛び出ている部分がその部分になります。認定幅員は5メートルから6メートル、延長は経過地を含め155.40メートルとなります。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

○はせべ委員 御説明ありがとうございました。視察もさせていただいて、御寄附いただいたという今回の土地なんですけど、道路について寄附をいただく場合、持ち主の方からいろいろな開発のところもあって寄附したいという意向が最初なのか、それとも、ごめんなさい、よく分かっていないところで質疑していますけど、こういう開発のときに、私道の寄附をこちらから促すというか御提案するのかという、そういう経過的なところはいかがでしょうか。

○一色道路管理課長 持ち主の方から調査願という形でお話をいただいたところから始まっております。

○はせべ委員 ありがとうございます。では、持ち主の方は、この道路について、いろいろな関係で調査

が必要で、先々寄附するというような、持ち主の方がどういうお考えかというのは別としても、そういうことは、今まで多くあることなんでしょうか。ごめんなさい、こういったケースで、結構、寄附があるのでしょうか。

○一色道路管理課長 ケースとしては、そんなに多いケースではないです。寄附として多いのは、建築基準法第42条第2項に規定する道路からのセットバック部分が多いところですので、道路を丸ごと寄附いただくというのは珍しいケースかと思われます。

○はせべ委員 ありがとうございます。分かりました。

○高瀬委員 先ほどはありがとうございました。それで、御説明の中にもありましたが重要な経過地ということでも、この道路に関しては表現していただいているところです。戸倉一丁目19番23からということで議案の2ページ目にも表記があり、そしてそこから戸倉一丁目19番26までということであるんですけども、この「重要な経過地」というものを記載する場合としない場合というのは何か決まりがあるんでしょうか。また、ここに示していただいた地点が重要な経過地であるということについて、もう一度御説明をいただきたいと思います。

○一色道路管理課長 道路認定をする場合、起点及び終点の地番、幅員及び延長をもって認定することになります。今回は飛び出た部分があるんですけども、この部分のように起終点を結んだラインから外れた部分も一体として認定する場合は、経過地としてこのような形を取るようになっております。

○高瀬委員 ありがとうございます。ということは、幅員が5メートル、それで延長が20.10メートルとあるんですけども、そんなに長くは見えなかったんですけども、あったということで理解いたしました。現地を見せていただきましたが、私の感覚と少し違っていたので、確認させていただいたところです。

それで、御寄附いただいたところも含めた今回の認定なんですけれども、一体として管理ができるというところでは、その先の市道北55号線に抜けていくという意味でも必要なのかなと思うんですけども、そこと、今後、国3・2・8号線が令和8年度には開通すると言われているところですが、そこのつながりというのを、もし分かればちょっとお聞きしておきたいと思います。すぐ近くに国3・2・8号線も通ることになっているんですけども。

○一色道路管理課長 この市道北55号線は国3・2・8号線につながっているんですけども、多くの車両は、国3・2・8号線の側道を通って線路沿いの道路まで出ると思われる所以、交通量的にはそんなに多くはないかなという認識であります。

○高瀬委員 それは理解するところです。ごめんなさい、市道北55号線の先が戸倉一丁目18-5と戸倉一丁目17-6と示されているんです。それで、これは議案と直接関係ないといえば関係なくなってしまうのかもしれません、そこを通り抜けることが、もし可能であるとしたら、今回は、ここまで認定なんですけども、その先というのは僅かな距離だと思うんですけども、現在の状況というのは、今、分かりますでしょうか。どういう道路になっているのか。市道北55号線じゃなくて、その先の、市道北271号線から真っすぐ出る所で、今回は、そこは市道北271号線と認定されるんですけども、戸倉一丁目17-6と戸倉一丁目18-5の間の道路について、もし分かれば教えていただければと思いますけども、今後国3・2・8号線が開通したときに、どのような道路づけになるか分からんんですけども。

○一色道路管理課長 こちらに関しては、一旦確認させてください。

○高瀬委員 お聞きしていて申し訳ないんですけども、今日の議案では、そこまで含まれないので、また分かったときにお知らせいただけたらと思うんです。今回は、この市道北55号線の手前までが認定にな

っているんですけども、その先にも道路があるというところでは、そこについては何か検討があつたのかという疑問があつたのでお聞きしましたが、また改めてお聞きできればと思いますので、今日は結構です。議案としては、その手前までが認定なので結構です。

○中山委員長 今の高瀬委員の最後の質疑の部分は、また適切な場で確認させていただくということで進めさせていただきたいと思います。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 すみません、簡単な確認なんですが、幅員が5メートルから6メートルとありまして、経過地が5メートルというのは分かるんですが、御寄附いただいた部分も5メートルという認識でよろしいんでしょうか。

○一色道路管理課長 御寄附いただいた部分も幅員は5メートルとなっております。

○中山委員 分かりました。念のため、幅員が開発道路のところと御寄附いただいたところで違つたので確認させていただきました。ありがとうございます。

○中山委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○中山委員長 続きまして、議案第66号 市道路線の認定についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○一色道路管理課長 続きまして、議案第66号、市道路線の認定について、御説明いたします。

本案は、宅地開発工事で設置された公共施設のうち、都市計画法第40条第2項で帰属を受けた道路を、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線として認定いたしたいというものです。

本路線の概要につきまして、御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。路線名称は市道中319号線、日吉町四丁目、都市計画道路国3・2・8号線の東側、内藤神社の南側に位置します。資料の4ページに案内図がございますので、こちらも御確認ください。

議案書の裏、認定図を御覧ください。宅地開発事業に伴う新設道路として帰属を受けたものです。図中の左、市道中196号線から始まり、地番表記10-63、10-71と書いてある主要な私道に接続しており、国分寺市道路線の認定に関する取扱規則第3条の路線の認定の条件を満たすことから、市道として認定いたしたいというものです。

起点は認定図の左側、日吉町四丁目11番5、終点が日吉町四丁目10番74、認定幅員5メートル、延長は45.60メートルとなります。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○中山委員長 それでは、続きまして、調査事項に入ります。

調査 環境施策についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○坂本環境経営課長 よろしくお願ひいたします。調査事項、環境施策についてとなります。資料1－1をお願いいたします。

令和7年3月に第三次国分寺市環境基本計画を策定いたしました。今後は、計画に掲げている施策を推進していく段階となります。つきましては、環境基本計画の第6章、計画の推進に、推進体制を記載しており、その中から環境ひろばについて報告していくものとなります。環境ひろばについては、環境基本計画に記した抜粋を資料中に記載しておりますので、御一読ください。

それでは、資料1－2をお願いいたします。こちらは、環境ひろばに関する条例、要綱、会則になります。1は国分寺市環境基本条例の抜粋です。自由に意見交換するために設置する、市長に意見を述べることができるということを記しております。

2は国分寺市環境ひろば設置要綱です。こちらは、団体としての環境ひろばという色が濃くなってまいります。第5条において、「その運営に関し、会則を定めるものとする」とあり、会則には、役員、入会及び退会、会議、その他重要な会務に関する事項を記載しなければならないとあります。

3は国分寺市環境ひろば会則です。こちらは条例や要綱とは異なり、平成16年8月29日の第1回環境ひろばに集まった市民22人によって承認されたものとなります。会議体としての環境ひろばがより明確となっていることが読み取れます。

資料1－1にお戻りいただきたいと思います。中央の「環境ひろば」の部分を御覧いただきたいと思います。「ひろば」という言葉には、開けた場所というほかに集会などをする場、イベントや催しを行う場、遊び場という意味がございます。環境基本計画を推進していく上では、市民への啓発活動、環境イベントなどの取組が重要であり、これらに軸足を置いて施策を推進してまいります。

次回の調査事項におきましては、環境ひろばの月単位の流れと参加状況について、その後につきましては、環境イベントなどについて報告していく予定を考えております。

説明は以上です。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

○久保委員 御説明ありがとうございます。第三次国分寺市環境基本計画を見まして、環境ひろばなんですが、令和5年度は、環境ひろばという名称での会議については6回開催されています。令和6年度は4回開催されていると資料に載っておりました。そういう点で、年度でこの開き方も含めて、回数

も含めて、変動しながら開催しているというものが、環境ひろばと認識してよろしいでしょうか。

○坂本環境経営課長 名称によっては若干異なる場合もありますが、基本、月に1回、第3日曜日に開催しております。こちらは会則に記載しているとおりでございます。日曜日の10時から12時というのが基本路線ということになります。なので、年12回が最多数になるんですけども、ほかのイベントとの兼ね合いであつたりなどで、回数がちょっと増減するというような状況でございます。

○久保委員 分かりました。確かに会則ではそういうような形になっていますので、最多が12回と認識すればよいということで理解できました。

○はせべ委員 御報告ありがとうございます。環境ひろばは、本当に市民の方が熱心に活動されています。今、月1回というお話もありましたけれども、フリートークでは環境について、意見交換したり、調査したりということで、活発にされてきたのではないかと感じています。そして、久しぶりに今年7月、私も参加させていただいて、市内の事業者の方とか専門的な方を含めた子ども向けのワークショップでしたけれども、また、違う側面で市民に開かれた環境ひろばを実施されているなど、感想的には感じています。

お聞きしたいのは、組織的にもきっちりされているこの環境ひろばですけれども、これは計画からなのか、もともとなのか、事業者とも協働して実施していくことを推進した形になったのかどうかと、私が変化していると感じているところと担当課の御認識は違うかもしれませんけども、以前と現在の環境ひろばの開催について、少し御説明いただけたらありがたいんですけども、いかがでしょうか。

○坂本環境経営課長 環境ひろば自体は、平成16年3月に策定しました第一次国分寺市環境基本計画から動きを始めております。当初は市民、事業者、市が一堂に会して意見交換するという形でスタートしておりました。とはいっても、実態としては、事業者の参加がほぼなかったというような経過でございます。ここ数年は、市域版のゼロカーボン行動計画であつたりや、あと、基本計画の改定ということがございましたので、主に計画改定に基づいた意見交換というのが行われていたところです。

ここで基本計画改定が終了しましたので、ちょっとシフトチェンジするといいますか、今年度になって意見交換だけではなくて、イベントなどを通じてどのようにしていくかという動きがありますので、その点において、以前とは違う動きをしているという状況でございます。

○はせべ委員 御説明ありがとうございます。私が感じたところと、計画に沿ってというところの施策で動いてきたというところがよく分かりました。

そして、ワークショップには1回しか参加しませんでしたけれども、7月に参加したときは、小学生を対象にということで、保護者の方も一緒に参加していたりしていたので、とても有意義な環境ひろばになっていると感じたところです。従前から環境ひろばに参加している人の御意見をどのようにこれから吸い上げていくとか、あとは、固定にはしていないんですけど、なかなか参加する方が少ないようです。きっと環境に关心を持っている方は大勢いると思うんです。月1回、定期的にやっている環境ひろばの参加について、私の感想なので実態はどうかという評価は別としても、もっと参加していただけたらいいのにというところもあります。環境ひろばの今やっている運営の方とのやり取りのところで、その辺で何か今後に向けてということで御意見をいただいていたりというところがありましたら、いかがでしょうか。

○坂本環境経営課長 施策の推進に対して、今後どうしていくかというところに関しては、意見交換していく必要があるかなと考えております。

今、委員から、感想という形でございましたが、長くやっていると、ある程度、参加メンバーの固定化であるといったものは確認しております。この辺りは、次回以降の調査事項の報告として、見える化して

お示ししたいと考えております。意図としては、これは開かれた場になりますので、固定メンバーは、それはそれで大事ではあるんですけど、より多くの人に関心を持ってもらえるよう、そのきっかけとなるのは、今までと流れの違う、雰囲気の違うものを打ち出していく必要があると考えておりますので、イベント等を念頭に、この6月、7月、8月はそのような形を、試してきたというような状況でございます。

○はせべ委員 分かりました。固定メンバーとして、本当に熱心に関わっている方もいらっしゃるので、その方も含めて、今後も活発に環境ひろばがもっと大勢の市民の方に関心を持っていただき、参加していただいて、次の行動につなげるというところまでいっていただきたいと思っていますので、また御尽力をよろしくお願ひいたします。

○高瀬委員 この環境ひろばについては、条例に基づいているということもあり、非常に大事なひろばなんだろうなと理解しているところです。今、いろいろ御質疑があったところですけれども、割と最近参加した方からは、いろいろなテーマで話合いがされていて、非常に面白いというような声もいただいているところです。

今のお話に出ていたところは進めていただければと思いますし、次回以降、細かくお示しいただけるということも最初にあったところですので、それを待ちたいと思いますけれども、大事な一つの役割としては、市長に意見が述べられるということが条例にも位置づけられているわけです。これまでも、例えば、計画の策定だったりとか、市のいろいろな事業が動くときには御意見を伺ったりとか、あるいは意見が出されたりということはあったかと思うんですけども、その辺についても、ぜひ、御報告いただきたいと思いますので、そこはお願いしてもよろしいでしょうか。環境ひろばから、いろいろ御意見が出されてきた経過があると思うんですけども、どのような内容があって、全てが計画に反映できているか、いかないかというのはあるとは思うんですけども、そういった内容についても、簡単で構いませんので御報告いただけたらと思います。いかがでしょうか。

○坂本環境経営課長 今まで、市長宛ての御意見というのははいだいております。調査事項ということで、今後も御報告していく形になりますけれども、まず、今回は環境ひろばの会則等をお示ししておりますが、背景を一通り御説明させていただいたあと、実態として今まで過去にどのような御意見があったかというのもお示ししていきたいと考えてございます。

○高瀬委員 様々な御意見があるとは思うんです。今、本当に社会だったり、あと環境もいろいろな形で動いておりますので、そういったところから、何かまた新たな方策も先に見いだせるものもあるのかなとちょっと思いましたので、お示しいただけたらありがたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 冒頭の御説明の中で、会則については会議体としての意味合いが強くなっているというような説明がありまして、最終的にはイベントに重きを置いてという発言もあって、実態としてイベントをこの間繰り返されているというか、取り組まれているということでした。私もそこに対しての意見ではありませんが、今後、この会則なり、要綱、条例等を変えていくということで、今回、このように資料で示されたのか、その辺をちょっと確認したいなと思ったんですが。

○坂本環境経営課長 条例、要綱、会則等の改正というのは、今、それを見越しているわけではございません。まず、現状としては、こういうものがございますということをお示しさせていただきました。今、委員からございました会則についてですけれども、これは何か決め事をする際に、手続自体はこの会則に示されているという認識です。現状ですけれども、例えば、8月にソーラーカーを走らせようというよう

なワークショップを実施しておりますが、これを実施していこうということが、この会議体という枠組みの中で決められて、実施しました。今は、そういうような関係になってございます。

○中山委員 特に変えたほうがいいんじゃないかという意見ではなくて、こういうように今回、資料でお示ししていただいたので、今後、何かあるのかなと思って、単純な疑問だったのですが、分かりました。こういうものが今あって、先ほど来、説明のあったような取組になっているということで理解していますので、それについては承知いたしました。高瀬委員から次回以降の御要望も出されましたので、答弁にもありましたように御対応いただきたいと思います。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、質疑を終了いたします。

調査事項、環境施策について、引き続き調査することとし、継続といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、継続と決しました。



○中山委員長 続きまして、報告事項に入ります。

報告事項1番 国分寺市住宅マスタープランの改定について、報告をお願いいたします。

○高木まちづくり推進課長 国分寺市住宅マスタープランの改定について、御報告させていただきます。

報告事項資料No.1をお願いいたします。

初めに、住宅マスタープランの位置づけですが、こちらに書かれておりますとおり、市の住宅政策を総合的に推進するための基本となる計画でございます。

改定の背景と趣旨でございますが、現行計画が次年度末で満了となります。また、国が令和3年に、都が令和4年に見直しをしており、市においても今年3月に第2次国分寺市総合ビジョンを策定したところでございます。また、空き家やマンションの管理に関する法律の改正などが行われ、国の方針に基づく対策の推進が求められているということがございます。さらには、コロナ禍を経て新しい生活様式や働き方改革の推進など社会情勢が変化しており、こういった背景から、住宅・住環境を取り巻く状況や市民意向などを踏まえ現行計画の見直しを図り、新たな視点からの住宅政策を充実させ、効果的な取組を一層推進していくために計画を改定するものでございます。

計画の改定内容につきましては、改定の背景で御説明したところと繰り返しになってしまいますが、社会経済情勢の変化や、国や都の住宅施策の動向を分析・整理し、市民意向の把握、現行計画の検証を行った上で新規の施策を立案し、成果指標を設定してまいりたいと考えております。

また、次期計画につきましては、空き家等及び空き地対策計画、マンション管理適正化推進計画を含んだものとする予定でございます。

続きまして、次の2ページをお願いいたします。改定のスケジュールとなってございます。令和7年9月までの間に、住宅・住環境を取り巻く情勢の整理、現況の分析などを行ってまいりました。今後、現行計画の総括、それから市民意向を把握するための市民アンケート、空き家・空き地の実態把握、マンションの実態把握などを進め、今年度末までに住宅政策の課題整理や改定の視点設定などを行ってまいります。

令和8年度につきましては、目指す姿、改定の方向性などを検討し、骨子を作成、この視点で市民を含めたワークショップなどを開催したいと考えております。その後、施策の検討、指標の設定を行い、素案、原案、案と作成してまいりまして、パブリック・コメントを行い、来年度末には住宅マスタープランの改定という流れを進めていきたいと考えております。

次に3ページをお願いいたします。9月末から市民アンケートを行う予定ですので、その内容について御報告したいと思います。

調査の対象ですが、住民登録のある満18歳以上の市民3,000人を対象といたします。年代・性別・居住地域による層化無作為抽出で行うこととしております。

設問の案ですが、この表にありますとおり、まずは回答者の属性、現在の住まい・住環境の満足度、定住・転居の意向、住まいの対策・住環境づくり、改善に関する自主対策の状況などです。子育て期・高齢期の住まいについての意向、今後の住宅ストックの活用意向や空き家の対策など、それから地域コミュニティの状況や今後の住宅に関する施策について、意向を伺ってまいりたいと思います。この内容につきましては、10年前の平成28年にもお尋ねした項目が多くございます。現行計画策定時のアンケートと同じ設問を設け、意識の変化や傾向を比較したいと考えております。

新たに設けました設問としましては、リモートワークの実施状況・場所・頻度・困りごと。それから、ストックのところですが、持家の建て替えや利用意向、相続・継承の状況や予定。それから、地域コミュニティについては、近隣住民や集合住宅内の住民との交流などについての設問を新しく加えたいと思っております。

次に、（2）空き家等及び空き地の実態調査です。こちらの調査対象は、市が把握している空き家・空き地の約250件を対象とします。調査方法は、まず現地調査を全てに対して行いまして、それと並行する形で所有者へのアンケート調査を行います。現在の使用状況や維持管理、今後の利活用意向などについてお尋ねします。

次の4ページをお願いいたします。（3）マンションの実態調査についてです。こちらの調査対象は、市内の分譲マンションの約250棟を対象といたします。調査の方法は、まず、管理組合へのアンケート調査を行いまして、管理組合の活動状況や修繕の状況などについてお尋ねいたします。その上で、現地調査が必要と判断した物件に関しましては、外観目視により管理の状況や建物の状況などの確認をしてまいりたいと考えております。

報告につきましては以上です。

○中山委員長 説明が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いいいたします。

○脇村委員 ありがとうございます。（1）と（2）、主に（2）の空き家等及び空き地の実態調査についてお伺いしたいんですけども、国内において、外国籍の方が空き家とか空き地とかの購入を進めている、あるいは、そういう方に積極的に日本の空き地・空き家を買っていただいて、ビジネスや住まいとして活用していただくというような流れがあろうかと思うんですけども、国分寺市において、そういう動きがあるかどうか、把握されているところがありましたら教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○高木まちづくり推進課長 実態を把握しているわけではないのですけれども、3,000人程度の外国籍の方が住まわれているというという調査もございますし、耐震診断などの補助も私どもの課で行っております

-
- 脇村委員 実態がよく分かりました。ありがとうございます。
- 寺嶋委員 御説明ありがとうございます。まず、スケジュールの部分に関して確認させてください。令和7年度の8月から12月のところで、現況分析が恐らく8月から始まっていて、今、9月に入ったタイミングで既に始まっているのは現行計画の総括とマンションの実態把握、空き家・空き地等の実態把握、そして市民アンケートだと思うんですけど、こちらはもう既に始めているという認識でよろしいでしょうか。
- 高木まちづくり推進課長 まずは、こちらの委員会に報告してからと考えておりましたので、こちらは9月下旬から開始する予定となっております。
- 寺嶋委員 かしこまりました。ありがとうございます。市民アンケートについて確認させていただきたいんですけど、調査対象3,000人ということですが、どれぐらい回答していただく目標になっていますでしょうか。
- 高木まちづくり推進課長 現行計画のときも3割強の方が回答していただいております。今回も、それを超えるような回収を目標としております。
- 寺嶋委員 かしこまりました。ありがとうございます。3割強ということなので大体1,000人ぐらいを目標にされるかなと思います。1,000人ぐらいの回答をいただいた上で、市民としてのニーズもそれぐらいじゃないとはっきりと捉えられないかなと思いますので、その部分はしっかりと目標を達成していただきたい、アンケートの分析をしていただきたいなと思います。
- 最後にもう一点だけ、意見として残させていただきたいのですが、設問項目のところに、子育て期・高齢期の住まいといった項目があるんですけど、この子育て期のところは、妊娠・子育て期という形にしてもいいのではないかと個人的には思っております。国分寺市で、子育てをしていくだけではなく、子どもを産みたいと思ってもらえる環境をつくっていく、そういう部分で住宅のマスタープランをつくりしていくのも一つ重要な視点だと思うので、そういう形で御提案させていただきたいと思うのですが、こちらに関して、何か見解がありましたらお伺いできればと思います。
- 高木まちづくり推進課長 設問の選択肢の内容にもよるかと思いますので、検討させていただきたいと思います。
- はせべ委員 今のスケジュールの関連での質問です。現在ある住宅マスタープランの策定に当たっては、国分寺市住宅マスタープラン見直し検討委員会や都市計画審議会、まちづくり市民会議等を実施した上で進めてきたこともありますけれども、今回の改定について、そういう審議会、会議体についてはどのように進めていかれるのでしょうか。
- 高木まちづくり推進課長 前回同様、今回も国分寺市住宅マスタープラン見直し検討委員会を設置して検討を進めてまいります。既に1回目の検討委員会は先日行いました。今年度2回、来年度3回を予定しておりますが、内容によりましては回数を変えていきたいと考えております。
- はせべ委員 ありがとうございます。今の答弁は国分寺市住宅マスタープラン見直し検討委員会の御回答だったかなと思うんですけども、都市計画審議会や、あとはまちづくり市民会議等も行う予定があるのでしょうか。
- 高木まちづくり推進課長 都市計画審議会のほうには、内容を御報告したいと考えております。
- 中山委員長 もう一つのほうはいかがですか。
- 高木まちづくり推進課長 まちづくり市民会議につきましては、現在のところ予定はしておりません。

○はせべ委員 ありがとうございます。まちづくり市民会議は、今回の改定については特段必要ないという判断で、その後、市民のワークショップとかパブリック・コメント等もありますので、そういうことも含めて実施しないと決定したのか、その経過についてはいかがでしょうか。

○高木まちづくり推進課長 まちづくり市民会議の立てつけにつきましては、国分寺市まちづくり条例に基づくものを対象としておりますので、今回のこの住宅マスタープランにつきましては、特に御報告する予定はございません。

○はせべ委員 分かりました、立てつけが違うということです。様々な視点とか、いろいろな専門的なところも関わってくるかと思いますので、意見を聴いて進めていただきたいと思います。

あともう一点、実態調査のところで質問させていただきたいんですけども、空き家とマンションのところなんんですけども、空き家・空き地でいえば250件で、マンションでは250棟ということで、どういう形でこの数を決めて、どのようにここを抽出していくのですか。全体の数が、ごめんなさい、私は調べ切れていないくて、市内のこと我が分からぬので教えてください。

○高木まちづくり推進課長 空き家・空き地につきましては、今、市が既に空き家・空き地であると把握しているものを全て調査するということにしております。マンションにつきましては、市内に建築されている分譲マンションを全て対象としているということです。

○はせべ委員 分かりました。全てということで、本当にこれは大変なことかと思いますけども丁寧に進めていただき、また御報告いただけたらと思います。ありがとうございます。

○対馬委員 資料を作っていただきましてありがとうございます。一点、私も空き家のところで質問させていただきたいと思うんですけども、こちらの250件のうち、所有者にアンケートが取れる件数というのは何件ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○高木まちづくり推進課長 把握している空き家につきましては、何らかの改善が必要だったりとかということで、市民の方からお問合せがあつたりした時点で所有者とか管理するべき人というのは調査して、把握しております。ですので、ほぼ全ての所有者にアンケートを送付できると考えております。

○高瀬委員 同じく空き家・空き地の調査のところでお伺いしたいと思います。今回は空き家と空き地ということで約250件なんですが、空き地について、内訳を教えていただけますでしょうか。

○高木まちづくり推進課長 すみません、空き地の数については今すぐにお答えできないので、お時間を頂戴してよろしいでしょうか。

○高瀬委員 何でお聞きしたかというと、空き家・空き地については、国分寺市空き家等及び空き地の適正な管理等に関する条例ということで両方入っているわけです。今まででは、空き家に注目していたんですけども、空き地も市がかなり把握しているのかなと思ったので、確認させていただきたいと思ったところです。

○高木まちづくり推進課長 対象としている空き地については、現在、20件を対象しております。

○高瀬委員 分かりました。ありがとうございます。空き地もかなり増えているのかなと思いました。法の改正があつたりして、取壊しをする必要もあつたと思います。でも、国分寺市の状況として、これは本当に自分の分かる範囲内ですけれども、何年か空き地になつても、今、建て替えが進んでいる所もあつたりしていますので、結構、流動的に状況は動いてるんだろうと感じているところです。ただ、今回、市が把握しているところを中心にやるというところでは、ぜひ、お願いします。そして、空き家の発生抑制になるようなアンケートにもしていただきたいなと思いますけれども、その辺をお伺いできますか。

○高木まちづくり推進課長 アンケートが発生抑制につながるということは、ちょっと難しいところもあるんですけれども、何か発生抑制のために準備をしていますかという選択肢の中に、私たちが考えられるものは並べていきたいと思っておりますので、そちらを見ていただけたらなということは期待しております。

○高瀬委員 分かりました。自分でアンケートに回答することによって、そういう方法もあるんだなということに気づけるような内容にしていただけだと、より効果的な、次の住宅マスターplanができるかなと思いましたので、そこはお願ひしたいと思います。

もう一点は、マンションのほうなんですけども、今回は、分譲ということなんですが、賃貸を対象にしないのは、どういった理由があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○高木まちづくり推進課長 国や都が進めておりますマンションの管理の適正化につきましても、区分所有であります分譲マンションを対象としております。オーナーがいるマンションは、オーナーの責任によって、いかようにも維持管理していくことができますので、今回の対象は分譲マンションということです。

○高瀬委員 分かりました。国の法律にのっとった形で進めていくということかと思います。マンションについても、特に防災については、防災安全課が、今、かなり力を入れて始めていると思います。また、アンケートにもありますように、耐震とかは戸建てでもやっているところだと思います。そういった意味では、まちづくり推進課が中心にはなると思いますけれども、情報共有しながら、次に反映できるような調査をお願いしておきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あともう一つ、東京都の住宅マスターplanも参考にということありますので、そういったところには、結構細かくいろいろ示されていますので、ぜひ、見ていただきながら進めていただくように、これは要望しておきたいと思います。

○久保委員 御説明ありがとうございます。今の高瀬委員の関連にもなろうかと思うんですけども、私も、特に3ページの空き家の主な質問項目案にも入っていますけれども、「今後の利活用意向について」というアンケート部分に関しましては、本当に当事者、御本人、持ち分を所有されている方は利活用してもらいたいけれども、そういう発想の部分が難しくて分からぬという所有者の方がいらっしゃるというお声を聴いたことがございます。ですので、利活用の広がりというか、といったものを含めたようなアンケートにして、答えやすいような項目も工夫していただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上です。一言、答弁いただけますか。

○高木まちづくり推進課長 今の御意見につきましては、十分配慮して、お送りしたいと思います。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 今の久保委員の関連で、ちょっと気になったんですけど、(2)空き家等及び空き地の実態調査で、所有者へのアンケート調査の主な質問項目案で「空き家になったきっかけについて」とあるんですが、これは空き地についても同様の質問をされるという理解でよろしいんでしょうか。

○高木まちづくり推進課長 そのように考えております。

○中山委員 よろしくお願ひします。スケジュールのほうですが、現況分析というのは、どういった分析になるのか、今回の資料で示されている3ページ以降のこととはまた別なのか、教えていただけますか。

○高木まちづくり推進課長 今は、取り巻く情勢の整理など、情報をとにかく数多く、広く収集している段階でございます。こちらのほうで、現況どのような対応が考えられるかということを広く分析してい

るところです。この後、それを市民の方の意向などを踏まえて施策に落としていくという流れを考えております。

○中山委員 すみません、情勢などの情報収集というのが、いまいちぴんとこないというか、分からぬんですけど、もうちょっと教えていただいていいですか。

○高木まちづくり推進課長 様々なデータなどを踏まえて、仮説的にこういうことが考えられるのではないかというようなところを、今は数多く並べて考えているところです。これを様々な意向とか、空き家・空き地、それからマンションなど、そういったところの現況の把握も踏まえながら、どれを施策に落とし込んでいくかというのを、今後は考えていきたいので、そのベースになるところを、今考えているところです。

○中山委員 分かりました。そろそろこの現況分析が終わる頃なのかなと思いまして、この委員会に報告いただけるのかなとも思ったんですけど、結果的には空き家・空き地の実態把握とかアンケート、マンションの把握等と併せての報告になるという理解でいいんでしょうか。

○高木まちづくり推進課長 内部の検討内容でございますので、本委員会でお示しするところは、ある程度まとまった時点とと考えております。

○中山委員 ぜひ、まとまったところで御報告はいただきたいと思うんですけど、分析する中で活用できそうな部分と、活用できないかもしれないという部分と、恐らくそれぞれあると思うんです。今、お聞きしている限り、このデータの現況分析という中で、どういうボリュームになるかにもよるとは思うんですけど、活用できないように感じられた部分も含めて情報提供いただけると、その部分を委員が見て、もしかしたら活用につながるようないろいろな意見も出てくるかもしれないと思ったので、どういう資料になるか、その辺はお任せしますけども、全体を見せていただきたいということを要望して終わります。

今後、市民アンケート、3ページ以降にある（1）、（2）、（3）の本委員会への報告というのは、恐らくこの定例会後に、今度は閉会中にこの委員会の開催があると思うんですけど、そういうところでアンケートを見せてもらえるのか、それともアンケートが集計された後の報告になるのか、その辺はいかがでしょうか。

○高木まちづくり推進課長 現在の予定では、アンケートの集計が終わったところでの御報告を考えているところです。

○中山委員 分かりました。タイミングにもよると思うんです、閉会中の委員会がいつになるのか、どういうタイミングでアンケートを取っていくのかにもよると思うんですけども、今、委員の皆さんから、このアンケートについても様々御指摘がありましたので、もしタイミングが合えば、アンケートの案というのか分からぬんですけど、そういうものを報告できるようなタイミングで閉会中の委員会があれば、そこで報告いただきたいなと思いますので、これは今後の進捗状況にもよるとは思うんですけども、一言いただけますでしょうか。

○高木まちづくり推進課長 アンケートの発送につきましては、9月下旬を予定しております。ですので、回収は10月下旬までと考えております。タイミング的には、今回の御報告でアンケートを実施させていただきたいと考えています。

○中山委員 では、今、大体の案があるわけですね。報告いただければよかったですというのを、委員長の立場として反省しています。それは打合せの話なので、承知しました。

○中山委員長 ほかに質問のある方はいますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 それでは、報告事項1番を終了いたします。



○中山委員長 それでは、ここで、陳情第7-1号 「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情及び陳情第7-2号 ぶんバスのさらなる発展を求める陳情を議題といたします。

これらの陳情につきまして、審査に当たり必要があることから、陳情提出者補足説明会を開催したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、陳情提出者補足説明会を開催することに決しました。

午後1時より陳情提出者補足説明会を開催いたします。

委員会は午後1時半まで休憩といたします。

午前11時46分休憩



【陳情提出者補足説明会】

○議題

陳情第7-1号 「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情

○参加者

連署提出者 水谷 淳氏

高木 比佐子氏

○中山委員長 では、ただいまから、陳情第7-1号、「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情について、陳情提出者補足説明会を開催いたします。

陳情提出者の方は初めに自己紹介をしていただき、その後、本陳情の趣旨について、御説明をお願いいたします。

○水谷氏 P F A S汚染を考え、安心で住みやすい国分寺を創る市民の会の事務局をしております、北町在住の水谷といいます。

○高木氏 同じく、運営委員の高木と申します。

○水谷氏 では、説明をさせていただきます。今回の陳情の中身は、2023年9月に都に出していた意見書の中身と同様です。今回は国へ意見書の提出を、よろしくお願いしたいと思っています。その上で、幾つかお話をさせてください。

まず、1番目の原因究明の問題です。環境省の調査では、全国で242の河川や地下水で汚染が分かっていますが、現在、汚染源が特定されているのは6か所しかありません。やっぱり汚染を止めて広げないためには、汚染源をしっかりと確認して、汚染の蛇口を閉めなければならない、それから、責任の所在を明

らかにするためにも、汚染源を特定しなければならないと思っています。

今、聞くところによりますと、国では43の都道府県、200の自治体にP F A Sの関連の事業所があると聞いています。汚染源は基地であったり、事業所であったり、あるいは産業廃棄物とか様々ですけども、この事業所の調査をするだけでもある程度は分かるのではないかと思うので、ぜひ、この辺は国の方に意見を上げていただきたいと思っています。

2つ目は、汚染の低減・除去に対する要望です。国のP F A Sの対策の予算は約4億円と聞いています。内容的には科学的知見の集積だとか、水の数値の検討など、調査研究のための費用です。なので、この中には汚染地域での汚染低減に必要な実際の費用は含まれていません。汚染の発生現場での莫大な除去費用は、全て当事の自治体の費用で賄われています。例えば沖縄県では、北谷浄水場の活性炭を毎年3億5,000万円かけて取り替えています。それから、岐阜県各務原市の浄水場では、新しくするために7億6,500万円、隣の神奈川県座間市では、汚れた井戸水から県の水道に変えるために3,900万円かかっていると聞いています。これらは、本来は汚染を排出した排出者の責任で行われるべきものだと思うんです。それが、今、なされていない。聞くところによりますと、空調機のダイキンというメーカーは、アメリカでは、汚染の排出のために4億4,000万円払っています。でも、地元の大坂府摂津市では、1円も払っていません。まだまだ日本では、こういう排出者の責任追及が進まないで、結局、基地や企業による汚染の排出の尻拭いを自治体の税金や、あるいは水道料金の値上げでもって賄っている、これが現実です。ですから、排出者の責任が全うされるまでの間、国として、自治体の費用を支援すべきではないかと思っています。これが2つ目の問題です。

それから、3つ目はちょっと飛ばして、先に4つ目の自治体の調査の話を進めますが、私たちの飲んでいる水、東京都水道局は事業所としてP F A Sの検査を進めて、ホームページでも公開しています。それから、都の環境局によって都内230ブロックの地下水、湧水の検査も行われています。しかし、それ以外にもたくさんある民間の井戸、これらの調査は各市が独自で行っているところがあります。国分寺市はまだですけども、この多摩地域で、井戸の調査がよく進んでいるのは調布市なんです。調布市では、防災井戸や民間の井戸、市内115の井戸に1,700万円かけて調査しています。これから国分寺市でも農業井戸や個人の井戸、こういったことを調べるということは、環境や農業を守っていく上でも、とても大切な手だてになると思うんです。そういう意味では、こういった費用について、国からの補助もお願いしたいと思っています。それが4つ目です。

それから、一つ前に戻ります、3つ目の血液検査です。これまで、御存じのとおり、血中濃度と健康の影響の関係は明らかでないと、これが国の立場です。そこからなかなか血液検査は進められませんでした。そのために、海外のように疫学調査が日本では進んでいません。欧米の水質基準や、つまり1日においてP F A Sをどれだけ体内に取り入れても大丈夫かという摂取許容量、この計算には、欧米の豊かな疫学調査の結果が反映されています。しかし、日本には、その疫学調査の研究やデータがありませんので、例えば、昨年行われた食品安全委員会が出した摂取許容量の計算には、欧米の疫学調査の結果と国内の動物実験の結果を用いて計算がされています。その結果なのかどうか分かりませんけども、日本の摂取許容量は、赤ちゃんからお年寄りまで、アメリカの666倍もP F A Sを取り入れても大丈夫だというような数字が算出されてしまっているんです。ですから、こういった遅れを克服するために、疫学調査はとっても今大事で、早急に求められているものです。そのためには、その中心である血液検査、とりわけ環境汚染のある地域での血液検査が急がれます。

実は、昨日の厚生文教委員会で陳情第5-1号が不採択となっていましたが、私たちの会では、市民の健康を守るため、希望者への血液検査とフォローワー体制を求めてきました。私たちの会に参加する、ある方は、血中濃度が高かったためにお医者さんに行って検診を受けたところ、甲状腺の異常、橋本病であることが分かって、今、薬を飲んで治しています。早くに分かってよかったとその方は言っていますが、まだ気がつかれていない方も、ほかにいるのではないかという心配をされています。

それから、ここにいらっしゃる高木さんは、高脂血症から脳梗塞を発症されたのですが、幸い大した後遺症もなく普通の生活をされていますけども、血中濃度は基準の3倍でした。もっと早くに血液検査をして、血中濃度が高いことが分かれば、高脂血症に気がついて、脳梗塞になる前に防げたかもしれないという悔やみもあります。

また、ある男性は、腎臓がんで、この秋に摘出手術をします。遅ればせながら、先日、その方は血液検査をしたら、やっぱり腎臓がんの発生リスクが2倍になるぐらいの血中濃度だったんです。その方も、もっと早くに血液検査をしていれば、もっと早くに気がつけば、腎臓がんが早期に分かったかもしれない、そういう悔やみもあります。私たちは、長年P F A Sに汚染された水を飲んできているので病気にかかるリスクが高い、だからリスクを背負っているかどうかをちゃんと確認して、あると分かれば未然に防ぐ、あるいは早期発見・早期治療、それが私たちの求める理由でした。

残念なことに、不採択になってしまいましたが、状況としては、市内では検査できる医療機関もでき、1万円で、できるところまで来ましたので、市が半分でも補助していただければという期待があったので、大変残念です。でも、そういった状況ですから、なおさらのこと、国にはこの血液検査を実現してもらいたい、そういう思いが強くあります。ぜひとも国が踏み出すために、国分寺市議会としても意見を上げていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○中山委員長 ありがとうございます。

高木さんからも、一言ありますか。どうぞ。

○高木氏 私は、今、水谷さんがお話しされたように、十四、五年前に高脂血症と診断され、そのときのお医者様も「高脂血症の方は体重を減らしなさい、動きなさいと言いますけれども、その2つは、あなたにはどれも当てはまりません」とおっしゃいました。それから十四、五年薬を飲んでおりますけれども、2023年の5月に脳梗塞を発症しました。動脈硬化になって、そして脳梗塞になったということなんですけれども、私の周りにお声をかけると、結構、高脂血症の方がいらして、でもその方たちは、数値は高いけれども、何もまだ症状が出てこないので何もしないと。P F A Sの検査ができていれば、ある程度のところで、自分はこういうことに気をつけようということができたと思っています。もう一つ、すごく後悔しているのは、汚れた水でミルクを孫に作ったということ、そのことはとっても心が痛む思いでいます。

○中山委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、質問のある方は举手にてお願ひします。

○脇村委員 ありがとうございます。脇村と申します。先ほど日本の基準値が米国の666倍ということをおっしゃったかと思うんですけど、ヨーロッパの基準値とかを御存じでしたら教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○水谷氏 ヨーロッパのほうは日本の60倍です。

○脇村委員 ありがとうございます。

○中山委員長 ほかに質問のある方。よろしいですか。

○対馬委員 ありがとうございます。今日はお時間をつくっていただきまして、ありがとうございます。一点だけ質問させてください。前回、国の方に提出させていただいた意見書と、今回の陳情事項の中身のところで「自治体と連携の上」とお書きいただいているんですけども、この自治体というものはどういったところをイメージされているのかというのを教えていただければと思います。

○水谷氏 前回は、国ではなく、東京都に出したんです。今回が、国に出す意見書でございます。国に出て、自治体というのは東京都であり、あるいは国分寺市であり、両方とも含めて考えております。

○中山委員長 ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

あと3分ほどありますが、何か一言、もし、おっしゃりたいことがあれば、どうぞ。

○水谷氏 P F A S 問題は全国的に、今、広がっています。どこでもやっぱり同じように、市民の方たちが心配して立ち上がっています。一番動きの遅いのが国なんです。各自治体では何とか対策をということをやっていますけども、国が一番遅いんです。ですので、国への意見書は本当に大事になってきますので、ぜひ、前回、都に上げたと同じように、国の方にも上げていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○中山委員長 それでは、以上で陳情第7-1号について、陳情提出者補足説明会を終了いたします。お疲れさまでした。



【陳情提出者補足説明会】

○議題

陳情第7-2号 ぶんバスのさらなる発展を求める陳情

○参加者

陳情提出者 国分寺市本町4-24-15 国分寺ぶんバスを良くする会

共同代表 大畠 良則氏

金澤 学人氏

○中山委員長 続きまして、陳情第7-2号、ぶんバスのさらなる発展を求める陳情について、陳情提出者補足説明会を開催いたします。

陳情提出者の方は初めに自己紹介していただき、その後、本陳情の趣旨について、御説明をお願いいたします。

○金澤氏 国分寺ぶんバスを良くする会事務局を担当しております金澤と申します。よろしくお願ひいたします。

○大畠氏 共同代表をやっております、東元町在住の大畠と申します。よろしくお願ひします。

○金澤氏 では、陳情の趣旨の説明をさせていただきます。私たち、国分寺ぶんバスを良くする会は、今年、ぶんバスの受託業者が撤退するということで、ぶんバスの運行そのものが危うくなるということを聞きました。ぶんバスは、市民の生活の足としてこの22年間、非常に大事にされている方が多くいらっしゃったということで、これからも運行を継続していただきたいという趣旨で、一番初めに集まつたんすけれども、受託業者は、しっかりと引継ぎが決まったということで、まず、一安心しております。その誠意に対して、市の職員の皆さん、また議会の中でもいろいろ御尽力いただいたことに、まず感謝を申し上

げたいと思います。ありがとうございました。

そして、今回、引継ぎ事業者が決まったということで、ぶんバスの転機を迎えるに当たって、私たちはさらにぶんバスが市民にとって使いやすい、利便性の高いものに変わってほしいと、そういう願いから、国分寺ぶんバスを良くする会と名前を変えて、新しく活動することとなりました。

しかし、この4月から、ぶんバスは200円への値上げなどもありまして、今回、乗り控えなども非常に起きているような感じもします。それから、特に、高齢者の方とかが病院に通ったりするときに、どうしても週に3日も4日も通うときに、往復が200円から400円になってしまい、これは今の物価高の中で市民の生活も苦しい中で非常に負担になっていると、こういう声も私たちの会のほうには寄せられています。そういったところで、ぶんバス自身がさらにもっと市民の足として使いやすいものになってほしいということで、7つの項目で陳情事項を挙げさせていただきました。

まず、陳情事項の中ですけれども、1点目として200円への値上げ、この根拠、その増収分というのが、非常に市民に対して説明が曖昧ではないかというところを疑問に思っています。市の説明ですと、運賃の安いぶんバスのほうに民間路線からの客が流れていると、こういった答弁が議会の中でもありました。しかし、そもそも、ぶんバスの路線を決めるときには民間バスと競合しないところというのを前提にして決めているはずですので、この答えは成り立たないと私たちは考えています。

さらに、今回の値上げによって恐らく増収ということになると思います。しかし、この増収分についての扱いというのがどうなっていくのか、この辺が市民に説明されていない。今回、私たちが出た要望書に対して、受益者負担ということで値上げをするんだという答えが返ってきましたが、しかし、そういった負担を市民に求めるのであれば、市民に対して、もう少しあつらさつきとした説明が必要ではないかななど、そういうふうに考えておりますので、第1の項目として200円への値上げ、その根拠と増収分の扱いについて明らかにしてほしいと、こういうことを掲げました。

それから、2つ目の陳情事項になりますけれども、心身に障害を持つ方、今日、お隣に大畠さんが来てくれていますけれども、こういった目の見えない方や、体の不自由な方がいらっしゃいます。そういう方には、同伴者がつく場合があるんです。そういうたたかわ者の方に関して、これは3月でしたけれども、値上げ分はどうなるのかと市にも聞いてみたんですけども、そこもやっぱり200円に値上げだと、そういう答えが返ってきたんです。しかし、普通、公共交通機関は、JRも都営バスもそうですけれども、そういうたたかわ者の方に関しては、障害のある方と同じに減額措置をして、2人で1人分というのが通常の例がありました。しかし、ここに関して、地域公共交通会議でもほとんど議論されていたような形跡もありませんでした。そこに関して、やはりここは減額措置が必要であると、そういうふうに考えております。ぜひ、ここに関してはやってほしいと思っております。

それから、ぶんバスの便数です。どうしても1時間に1本であるとか、2本であるとか、使いたいけれども便数が少ないので、当てにできないという声もいただいている。さらに北町ルート、こういったところでは小型車両ですので、乗れない方が非常に多くいらっしゃいます。しかし、これまででは、乗れない方に対して、運転士さんが連絡して増便して、別の車が後から追いかけてくると、そういったこともあつたようですが、しかし、今回の業者の変更によってそういうこともされない、そういうたたかわ手当てもないという状況になっていますので、今は、非常に使いづらい状態に北町ルートなどではなっているようすで、ぜひ、こういったところも柔軟な運営をしていただきたいなと考えております。

それから、交通不便地域の解消です。特に内藤地域です。ここは、全く、公共交通の空白区域となって

いますので、こういった不便地域の解消、市はおおむね解消されていると、こういった説明がされていますけれども、実際にはなかなか解消されていない部分がありますので、そういった部分も考えていただきたいなと思っております。

それから、シルバーパスの利用可能についてです。今は国分寺市も、免許返納者に関しては、ぶんP a s s というものを発行しているんですけども、もともと免許を持っていない方は全く使えない制度ですので、このシルバーパス、今回は値下げにもなりますし、もともとはシルバーパス自体が無料だった時期もありましたから、やはりシルバーパスの利用をぶんバスにも適用していただいて、より使いやすいものにしてほしいと考えております。

それから、市民参加のワークショップ、6番の項目ですけれども、これは、もう少しぶんバスというものが、市の施策としてどんな運行がされているのかという、その周知活動を市民へ、ぜひ、行っていただいて、よりよいぶんバスを市民と共につくっていただきたいと、そういう趣旨で挙げさせていただきました。

そして、7番目、最後ですけれども、運賃やルート、時刻表、こういった市民生活に影響のあるものは、ぜひ、条例として定めていただくことで、きちんと議会に諮って市民の意見が届く、そういったものにしていただきたいと考えております。今、地域公共交通会議の中では、なかなか市民の意見が届きづらいという状況もあるかと思いますので、ぜひ、その辺を御検討いただければと思っております。

○中山委員長 ありがとうございます。

大畠さんからも一言ありますでしょうか。あれば、どうぞおっしゃってください。

○大畠氏 今、金澤さんに説明していただきました7項目についての陳情を行っているわけなんですが、市民でいながら交通弱者の方々というのは、高齢者に限らず障害者、それからベビーカーなどで動いているお母さん、お父さんたちもいらっしゃいます。私は、そういう方々を交通弱者というふうなつもりで、つい大ざっぱな表現をしてしまうんですが、これから先、国分寺市だけではなくて多摩地域、東京都、それから全国的にも路線バスや、それからタクシーなどの公共交通機関というのが、どんどん働き手が減っていくために、交通弱者に対してサービスが行き届かない地域というのが多くなっていくんだろうと思います。ぶんバスは、そういう中で、狭い地域でも、それから困っている人たちの足の助けになるような制度で、とても大事だなというふうに思っております。ですから、当面は今の7項目に集約した陳情になっておりますが、国分寺ぶんバスを良くする会としては、もっと先の時代も含めて、市民が動くこと、それからバスの利用に困らないような制度にしていきたいなということで、動き始めておりますので、ぜひ、先の展望も含めて議会の方々に議論していただければありがたいなと思っております。

○中山委員長 ありがとうございました。

委員の皆さん、質問がありましたら挙手にてお願いいたします。

○対馬委員 対馬と申します。今日は、お時間をつくっていただきまして、ありがとうございます。

幾つかお伺いさせていただきたいと思っています。まず、1つ目なんですが、陳情事項の1点目です。「市の説明が曖昧なものとなっています」ということなんんですけども、具体的にここの説明が足りないなと思う箇所がもしあれば、ぜひ、教えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○金澤氏 市の説明に関してですけれども、やはり初めにも申しましたとおり、そもそも路線設定の部分です。ぶんバスをどこの部分に走らせるのかというのを決めるときに、民間バスと競合しない場所というのが大前提になって決めたはずなんです。なので、市の説明として、運賃の安いぶんバスに民間バスか

ら客が流れているという説明は成り立たないと思うんです。その点に関して、市民が納得していない部分が非常にあるかと思いますので、もう少し納得のいくような説明であれば、値上げをするのではなくて、路線を見直すこともできたはずなんです。しかしそういうことでもなく、市民説明会も開かれましたけれども、参加者もそれほどいなかつたようですし、結局、かなり急ピッチで値上げに踏み切ったというふうに、そういう印象を抱いております。私たちもぶんバスのバス停に行って、市民の方たちに、ぶんバスの利用者の方たちにビラを配りながらお話を聞いてきました。実際に値上げになることを知っている方は、ほぼいませんでした。そういう状況の中で、実地の調査もしましたけれども、やはりこのぶんバスの値上げに関して、きちんと周知活動がされていたかという部分に関しては、非常に不十分であったのではないかなど感じております。

○対馬委員 ありがとうございます。もう一点お伺いしたいんですけども、先ほど積み残しだと思っている北町のルートのことですとか、あるいは、内藤地域が交通不便地域だと思うとおっしゃっていただいたんですけども、具体的に場所とか、あとは時間帯とか、そういうったものがもしあれば、それも教えていただければと思うんですが。

○金澤氏 先ほど申し上げました北町ルートなどでの小型車両の積み残しの点ですけれども、ここに関しては実際にデータとかを取っていただいて、それを公表していただく必要があるなど私たちは考えていますが、それをまだしていませんので、具体的にこうであるということは、今、申し上げることができないんです。ただ、実際にそこで積み残しが起きているということは、地域の住民の皆さんから、お話を聞いておりますので、そのデータなどをしっかりと取っていただいて、ホームページなどでも見られるような形でもいいですし、市民に公開できるような形が取れればベストかなとは思っております。

それから、交通不便地域ですけれども、さきに挙げた内藤地域に関しては、もうほぼ全域です。ただ、この内藤地域というのは、非常に道が狭い、大きいバスは到底入っていけないという地域ですので、そこをぶんバスに走らせられないということに関しては、それはそうだろうと思うんです。ただ、そこに関して、では、そこで不便を感じている市民の皆さんを置き去りにしていいのかというの、また論が別だと思うので、やはり市として、そこに何か手当てができるような施策というのを考えいただきたいなと思っております。

○対馬委員 ありがとうございます。以上です。

○寺嶋委員 本日は御説明いただき、ありがとうございます。

私もこの交通不便地域の部分で1点確認させていただきたいなと思いまして、主に内藤地域という表現をされていたかと思うんですけど、内藤地域以外で交通不便地域だなど考えられている場所があれば教えていただきたいです。

○金澤氏 そうですね、お話を聞いていますのは東恋ヶ窪です。今ですと、あそこはガイシ通りというんですか、あの通りとその北側、連雀通りに入っていく通り。ガイシ通りから連雀通り、東西にずっと住宅が続いていると思うんですけども、その地域の方々からぶんバスが走ってほしいという要望がありまして、私は関わったことないんですけども、やっぱりガイシ通りにぶんバスをという地域の皆さんの中でも運動があったということも聞いていますので、その辺のカバーをしていただけると地域の皆さんには喜ぶのではないかかなと思っております。

○寺嶋委員 ありがとうございます。

○中山委員長 高瀬委員、時間がそろそろですので簡潔にお願いします。

○高瀬委員 簡潔にお聞きしたいと思います。本日はありがとうございます。

本当に運転士不足というのは、今、大変な問題になっています。路線バス、また地域バス、タクシーにおいても、これからどのように保っていくか、あるいは活性化させていくかというのは非常に大きな問題だと思っています。市民の外出の足ということでは、欠かすことができない大事な手段でもあります。そういう意味で、本日挙げていただいた6番目には、立川市などで行われているような市民参加のワークショップということがありますけれども、ここについては、先ほど大畠さんからもありましたが、先の展望を見たような話をしっかりと市民参加でやっていくような場という認識でよろしいでしょうか、簡単に確認させてください。

○金澤氏 今、おっしゃったとおりで、市民参加のワークショップ、特に立川市もそうですし、武藏野市などでも行われていますけれども、大体年に2回から、多い年で3回、4回ぐらいですか、市民に広く市報などで知らせて募集して、本当にワークショップに市民の皆さん気が軽く集まって、こういう地域バスがあつたらいいよねというお話と、それから、市のほうからのこういう運行になっています、こういう収支になっていますという説明があつたりとか、地域のバスそのものをみんなでつくっていこうという、そういうワークショップが開かれているようですので、そこはやっぱり国分寺市でもやっていただいて、市民の声をしっかりと吸い上げて、そういうぶんバスの運行がされればいいなと考えております。

○中山委員長 ありがとうございました。それでは、時間になりましたので、以上で、陳情第7-2号について、陳情提出者補足説明会を終了いたします。本日はありがとうございました。

○金澤氏 ありがとうございました。



午後1時37分再開

○中山委員長 委員会を再開いたします。

ただいま議題となっております陳情第7-1号、「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情及び陳情第7-2号、ぶんバスのさらなる発展を求める陳情については、ここで一旦保留とし、後ほど改めて審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中山委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで、発言が求められていますので許可したいと思います。

○高木まちづくり推進課長 ありがとうございます。午前中に脇村委員から御質問いただきました件につきまして、私が推測で答弁しました部分を取消しいただきたく、お取り計らいをお願いいたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中山委員長 発言の取消しについて申出がありました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中山委員長 御異議なしと認め、さよう決します。発言の取消しを認めたいと思います。



○中山委員長 では、続きましての報告事項です。報告事項2番 ぶんバスのダイヤ改正について、報告をお願いします。

○古谷交通対策課長 よろしくお願ひいたします。それでは、報告事項2番、ぶんバスのダイヤ改正につ

いて、御報告させていただきます。資料をお願いいたします。

まず、1番の概要の説明をさせていただきます。現在の日吉町ルートを含む3ルートにつきましては、現序舎へ乗り入れすることを目的とし、本年1月6日より、新ルートによる運行を開始しております。このうち日吉町ルートは市役所へ左折で入る必要があったことから、武藏国分寺公園の外周を経由する郵政宿舎前バス停、武藏国分寺公園東バス停を廃止しております。ただし、廃止したのは日吉町ルートのみとなりまして、万葉・けやきルートにおきましては同じバス停を現在も利用しております。このため、西国分寺駅東バス停におきまして、日吉町ルートから万葉・けやきルートへの乗り継ぎができるよう考慮した結果、このバス停において待機時間を設定する必要がございました。しかしながら、これにより市役所まで行きたい利用者の方に対しまして不便が生じておりますので、これを解消するためダイヤ改正を行いたいというものとなっております。

続きまして、2番の乗り継ぎ制度の廃止になります。今、御説明させていただきましたとおり、待機時間は乗り継ぎを考慮したことによるため、乗り継ぎ利用者の実態を確認させていただいております。この結果、乗り継ぎを利用されている利用者の方は存在しなかったという報告を受けておりますので、日吉町ルートの起終点を変更し、これに伴うダイヤ改正を行いたいと考えております。

3番の変更点となります。起終点の変更に伴いまして変更点がございます。1点目につきましては、今御説明しましたとおり、日吉町ルートの起終点を西国分寺駅東バス停から国分寺市役所バス停といたします。

2点目につきましては、日吉町ルートの起終点を国分寺市役所へするためには、このバス停でダイヤが重ならないようダイヤ調整する必要があるため、関連する日吉町ルート、北町ルート、万葉・けやきルートのダイヤ変更をいたしたいというものとなっております。

変更日につきましては、現在、令和8年1月5日の始発よりを予定しております。

2ページと3ページを御覧ください。こちらはダイヤをお示ししておりますが、こちらは案となっておりまして、この案により、地域公共交通会議にて協議していただきたいと考えております。

最後、4ページとなります。こちらはスケジュールとなります。現在の予定では10月24日に地域公共交通会議を開催いたしまして、協議が調いましたら速やかに運輸局の手続を開始いたします。その後、市報等に掲載いたしまして、1月5日のダイヤ改正を目指したいと考えております。

簡単ですが説明は以上となります。

○中山委員長 説明が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いいいたします。

○高瀬委員 一点だけ、簡単にお聞きしたいと思います。様々見直していただけるということでは理解しております。ありがとうございます。それで、スケジュールですけれども、10月24日に地域公共交通会議を開催し、12月1日の市報には掲載していくと。その間に運輸局の手続があるわけなんですが、この運輸局の手続というのは、今回のこの変更であれば問題なくすぐに通していくという認識でよろしいのでしょうか、そこだけ確認させてください。

○古谷交通対策課長 運輸局の手続につきましては、地域公共交通会議で協議が調ったという証明を発行しますので、これをもって問題なく進められると考えております。

○寺嶋委員 御説明ありがとうございます。北町ルートのダイヤ変更に関しての質問になります。細かく見させていただくと、北町二丁目以降でちょっとずつ区間で所要時間が短くなっている部分があると思うんですけど、これは実態などを踏まえて、それに近づけた形になるのか、確認させください。

○古谷交通対策課長 北町ルートのダイヤの今の御指摘の点につきましては、委員のおっしゃるとおりとなっておりまして、武州交通興業株式会社と協議した結果、このダイヤでいきたいという申出をいただいておりますので、それを設定させていただいたものとなっております。

○寺嶋委員 かしこりました。ありがとうございます。

○はせべ委員 御説明ありがとうございます。簡単な質問で、今後のスケジュールで、先ほどの12月1日の市報は当然だと思うんですけれども、あとは対象となるぶんバスにもポスターか何かを掲示したりという市民向けの周知について、もう一度確認をお願いします。

○古谷交通対策課長 すみません、先ほどの説明では市報等と説明させていただきましたが、もちろんバスの車内、バス停、その他、持ち得る全ての手段をもって周知したいと考えております。

○はせべ委員 分かりました。よろしくお願ひいたします。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 すみません、乗り継ぎについてなんんですけど、今の説明をお聞きしていて、ふと思ったんですが、今後ダイヤ改正が行われた後の場合、市役所のバス停には幾つかのルートが通ると思うんですけど、それは乗り継ぎができるのか、乗り継ぎというシステム、要は200円で次のルートに乗り換えられるということだと思うんですけど、そういうことはできるのですか。何か乗り継ぎポイントというのが決まっているというもののなんですか、その辺を教えてください。

○古谷交通対策課長 現在の乗り継ぎにつきましては、利用者の利便性を考えてその場所で設定したものとなりますので、変更した後につきましては設定しないこととなっております。

○中山委員 そうですね、資料の中に乗り継ぎを廃止するとあったので、そういうことなんですね、分かりました。ありがとうございます。

○中山委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 それでは、報告事項2番を終わります。



○中山委員長 続きまして、報告事項3番 運賃改定後の利用者数等について、報告をお願いします。

○古谷交通対策課長 引き続き、よろしくお願ひいたします。報告事項3番、運賃改定後の利用者数等について、御報告させていただきます。資料を御用意しておりますが、資料につきましては、運賃改定が本年7月からとなっておりますので、前年の同じ月との比較とさせていただいております。

表の一番下が6ルートをまとめたものとなっておりまして、一番下の一番右の合計欄を見ていただくと、利用者数については24%の減、運賃収入については44%の増となっている資料となっております。

ただし、ルートごとにこの状況は異なっておりまして、利用者数は全てのルートで減少はしておりますが、本多ルートでは利用者数の減少が大きく37%の減、これに対しまして北町ルートでは5%の減と、差がある状況となっております。また、運賃収入につきましては利用者数に比例しますので、北町ルートが63%増、本多ルートでは34%増という状況となっております。

なお、運賃改定前に他の自治体での運賃改定後の状況を確認させていただいておりまして、その自治体によりますと、改定前と比較すると利用者数は約2割の減少が見られるという情報を入手しております。本市におきましてもほぼ同じ状況となっておりますので、利用者数の減少についてはおおむね想定内にあると考えております。

また、減少の原因につきましては、自転車などぶんバス以外の移動手段を活用されたからではないかと推測しておりますが、今後の利用者数の推移を注視しながら原因を分析してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

○中山委員長 説明が終わりました。質問のある方は挙手にてお願ひいたします。

○久保委員 御説明ありがとうございます。改定後の利用者数の推移というのが、本当にルートごとに違うというのが明確になっております。逆に北町ルートが5%しか減っていないという利用者の状況に関して、今後も含めて分析とかをする予定はあるんでしょうか。

○古谷交通対策課長 数字のほうはもちろん見させていただきまして、なぜ減らないのかという原因の推測はさせていただきたいと考えております。

○中山委員長 よろしいですか。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 資料ありがとうございました。もし分かったらなんですけども、本多ルートは、4月と5月は4割以上マイナスになっているんですけど、7月ではそれがマイナス20%まで利用者が戻っているわけなんですけど、ほかのルートを見ても6月から7月にかけては去年も含めて増えている、そういう増える傾向にあるなというのは読み取っているんですけど、本多ルートだけここで一気に増えたなという感じを受けていまして、もしそれについて見解があれば教えていただきたいと思います。

○古谷交通対策課長 現状では、今、お答えできるデータが収集できておりませんので、今後そういうデータを収集して、御報告できればと考えます。

○中山委員 ちょっと難しいことを質問しているという認識はあります。

もう一つ、本多ルートで、これも疑問なんですけど、運賃収入は、これは増減だからということなのか、対前年度比が6月は40%増で、7月は今質問したように利用者数は戻ってきているんですけど32%増にとどまっているんです。この辺も、どうしてなのかなという単純な疑問なので、併せて今後、もしそういう分析ができましたら教えていただければなと思いますので、今日は指摘で終わります。ありがとうございます。

○高瀬委員 すみません、すごく簡単にお聞きします。今の分析というのがあるとは思うんですけども、これまでの御答弁でも他市の状況なども確認していて、およそ2割ぐらいは減るだろうと、国分寺市でもそのような結果が今見えていると思っています。この先ですが、例えば他市にお聞きした場合に、運賃が上がったときというのは恐らく減るだろうというのは想定できるわけなんですけども、その後、緩やかに戻ってくるような傾向なのか、その辺というのは何かお聞きになっていることはあるんでしょうか。使う人の年齢層だとか、いろいろな事情にもよるかとは思うんですけども、もし傾向としてつかんでいらっしゃればお聞きしておきたいと思います。

○古谷交通対策課長 利用者数の増減につきましては、1年経過した自治体に聞いたところではありますか、運賃改定後に大きく落ち込み、その後、緩やかに増加し、最終的に8割程度まで戻ったというお話を伺っておりますので、本市におきましては、もう既に8割程度まで戻ってきておりますので、戻り傾向は若干速いのかなというふうには考えております。

○高瀬委員 1年ぐらいたったときに8割ぐらいに戻ってきてるという、今の御答弁でよろしかったでしょうか。今、2割ぐらいは下がってしまっているところなんですか。

○古谷交通対策課長 失礼いたしました。今、御答弁させていただいた内容につきましては、近隣の自治

体での運賃改定後の1年間の改定の状況となっておりまして、他の自治体でも運賃改定はしているんですけども、少し前の改定となりますので、ちょっと今、推測できるデータのほうは持ち合わせていない状況となっております。

○高瀬委員 ありがとうございます。なかなか先を読んでいくというのは難しいなというふうにも思いましたし、その地域、エリアごとにも人口の状況だったりとか、人口の構成というんですかね、その内容によっても、大きく変わっていくんだろうなというのは理解しているところです。

他自治体の傾向が、そのまま当てはまるかといったら、そうでもないだろうなと思いつつ、今、一般的な話としてお聞きしたところです。

先ほど来、出ていますけど、国分寺市内の状況がどう変わっていくか、そこに住んでいる人たちの年齢とかもだんだん変わってまいりますので、そういった視点も見ていただきながら、どのような外出の交通の足、基盤が必要かということは、ぜひ、検討する材料にも必要だと思いますので、今後ともしっかりと見ていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○古谷交通対策課長 今、いただきました御意見につきましては、それを踏まえて、今後のぶんバスの運行に生かしていきたいというふうに考えます。

○はせべ委員 2割ぐらいということで、想定内だというところは御説明で理解はしているものの、この目的というところでいえば、市民の福祉の増進とか、市民生活の利便性とか、そういったところでいえば、多くの市民の方から、値上げをしたというところで、先ほども、話がありましたが、高齢者の方が病院に行きづらくなってしまうというか、ぶんバスに乗りづらくなってしまっていると、自分の地域の本多地域の人から多く意見はいただいている。

このぶんバスのそういった市民が感じている課題を元に戻したらという提案ではなくて、ぶんバスが値上げして不便になった方に対して、今後、何か検討していくとか、その課題について取り組んでいくとかという、そういう方向性が必要かなと、個人的には思うんです。その辺、担当課としては、まだこの時点では難しい、もう少し1年ぐらい見てというところもあるかと思うんですけども、今の時点で何か考えている、取り組むというふうに具体的なものはないにしても、どう捉えているかというところはいかがでしょうか。

○中山委員長 どなたが答えますか。

○丸山市長 今、御意見をいただきましたが、ぶんバス事業をしっかりと維持をしていくということ、その上で充実を図っていくということを私の方でも以前より申し上げているところであります、先般も一般質問で副市長のほうから、介助者の話等を含めて、しっかりと調査をかけるということを申し上げたところであります。

今後ともしっかりと情報収集しながら、しかしながら、乗らない方も含めてのぶんバス事業ということもあります。そういった市民全体の御理解というものを得ながら、この事業というものは必要なものであるという判断に立って、これまでも、そしてこれからも継続をしていくこうという意思の下、進めておりますので、適時適切に判断をしながら、改善というものは進めていきたいと、このように考えています。

○はせべ委員 ありがとうございます。適時適切というところでいえば、もちろん委員会にも報告いただきながら、市民にも理解していただけるように進めていただけたらと思います。

○中山委員長 ほかに質問のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、報告事項3番を終わります。



○中山委員長 続きまして、報告事項4番 **都市計画の原案作成に関する懇談会、都市計画原案決定説明会の意見概要について～西町五丁目緑地～**について報告を求めます。

○岡沢緑と公園課長 それでは、報告事項4番、都市計画の原案作成に関する懇談会、都市計画原案決定説明会の意見概要について～西町五丁目緑地～の御報告申し上げます。

西町五丁目緑地につきましては、今年度、都市計画緑地の指定に向けて手続を行っている状況でございます。

初めに、懇談会の意見概要についてでございます。報告事項資料No.4-1を御覧ください。

令和7年5月19日午後6時30分より西町地域センターにおきまして開催をいたしております。参加者は13名です。その際、配付した資料を別紙1として添付してございますので、後ほど御確認いただければと存じます。

次に、懇談会の意見概要についてでございます。

都市計画に係る意見としましては、既存の緑地を保全し、都市計画緑地として残すことに異論はないという意見が出されました。

指定については反対の意見がございません。その他の意見としましては、記載のとおり、整備や管理に係る御意見をいただいているという状況でございます。

続きまして、説明会の意見概要についてでございます。報告事項資料No.4-2の裏面を御覧ください。

令和7年6月26日、同じく午後6時30分より、西町地域センターにて開催してございます。このときの参加者は9名でございました。

その際に配付した資料を別紙2として添付してございます。こちらも後ほど御確認いただければと思います。

次に、説明会の意見概要についてでございます。

記載のとおり、都市計画の指定に対して反対する意見はございませんでした。こちらにつきましても、整備に係る意見をいただいております。

また、都市計画原案の報告日の翌日より、原案の縦覧と意見書の受付を実施してございます。意見書を3名の方からいただきましたが、公聴会口述申出書の提出がなかったため、国分寺市まちづくり条例に基づき、公聴会は開催しておりません。

なお、8月25日に開催されました都市計画審議会におきまして、原案のとおり都市計画案とするという答申を受けておりますことを申し添えさせていただきます。

御報告は以上でございます。

○中山委員長 報告が終わりました。質問ある方、挙手にてお願ひいたします。

○寺嶋委員 御説明ありがとうございます。

意見書が3つ出されたとのことで、公聴会のほうに来て意見を述べたわけではなかったとのことなんですが、この意見書の内容とかって既にいただいたりしましたでしょうか。確認させてください。

○岡沢緑と公園課長 こちらにつきましては、3通とも緑地の保全に御賛同いただいている内容でございました。

そのほかの意見としまして、具体的な緑地の保存方法とか、今後検討する整備に関する御意見、こうい

ったものが、その意見書の中に含まれていたということで、その上で、さらに先ほど申し上げました公聴会口述申出書の提出がなかったため、公聴会は開催しなかったという状況でございます。

○寺嶋委員 ありがとうございます。状況に関して理解しました。

いずれにせよ好意的な意見の中で、よりこうしたほうがいいのではないかというのを意見書として残していただいたという形ですね。分かりました。ありがとうございます。

○高瀬委員 まずは、これだけの樹林地を御寄附いただいたことは本当にありがたいと思っております。なので、資料にもありますけれども、寄附者の御意向を踏まえということで、とても大事なことだと思っております。なので、樹林地として、しっかり保存をしていただきたいと思います。

その上で何点かお聞きしたいのが、水路については、市が管理しているということでおろしかったでしょうか。ここについて、今後の考え方は、確認させてください。

○岡沢緑と公園課長 水路に関しましては、もともと水道用地という形で市が管理しているということになります。

今後、その見せ方につきましては、来年度、市民懇談会を開催しまして、皆さんから御意見をいただいたものを踏まえて、再来年度に設計しますので、その段階で、どういった見せ方ができるかどうかを含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○高瀬委員 この西のほうとか北に残る水路というのは、非常に大事な、これまでの歴史も含めてあると思いますので、そこについては十分御検討いただけたらと思います。分かりました。

それともう一点、北側が東京都の緑地保全地域ということになっておりまして、一体として、すごく重要な地域だというふうには考えておりますけども、東京都との何か協議だったりとか、今後の保全の在り方等の検討などが必要なかどうかも含めて、少しお聞きしておきたいと思います。

○岡沢緑と公園課長 委員のおっしゃるとおり、北側には東京都が別に指定した保全地域というのがございます。こちらについては、管理含めて東京都の管轄になるんですが、今後、今回の都市計画エリアの整備に関しまして、その情報については共有させていただきながら、それぞれの使い方を含めて、どのようにできるかというのは、今後、検討してまいりたいと考えております。

○高瀬委員 市の用地、それから都の用地、それぞれあるとは思うんですけども、市民にとって一番いい活用、活用という言葉がいいかどうか分からんんですけども、その保全の方法なども、ぜひ、御検討いただきたいなと思います。

さらに言えば、少し南になるんですかね。この胎内堀があったところも、何年か前に、そこも整備はされているところです。本当に貴重なところが、たくさんこの地域に詰まっていますので、そういった、ちょっと広い視点を持って、ぜひ、今後の検討に生かしていただきたいなと思います。そこについては、お願いしておきたいと思います。

○岡沢緑と公園課長 今、委員から言われました、国分寺崖線が続いている一部ですので、その辺も視野に入れながら、今後、どういったものが市民に対して憩いの場、交流の場になるかというのを踏まえながら、緑地の保全を第一に、その辺を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○久保委員 御説明ありがとうございます。

少し細かいことですけれども、この懇談会に参加者が13名で、6月に行われた説明会に参加された方が9名ということで、これは13名の方々の中の9名の方が御参加をされたのか、それとも新しい方がいらっしゃるのか、その点を教えていただけますでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 両方に出られた方は一、二名だったかと思います。ほとんど違う方でございます。

○久保委員 ありがとうございます。いろんなお声をお聞きをしてはいますので、本当にこれから、市民の方も御要望されている、また、楽しみにしている緑地になろうかと思いますので、たくさんの方から御意見、また、お声を聞いていただけたらと思っています。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 すみません。この1ページ、あるいは2ページのその他の意見のところにもあるんですけども、今後になると思うんです。どういうふうな整備をしていくかというところは。ただ、突き詰めていくと、樹林地の保全と、そこを利用できるようにするというのは相反する部分であるんですよね。ただ、そのバランスはとても大事かなと思います。さらに言えば、近隣の方に対する適切な管理というのも大事なところになってくると思いますので。

ただ、今後としては、これ利用というか、中に入れる緑地として整備をしていく、そういう方向でお考えなのか、今の現段階のお考えをお聞きしたいと思います。

○岡沢緑と公園課長 都市計画施設という形になりますので、市民の皆様の利用が前提になってくるかというふうに考えてございます。

今、数少ない緑を保存しつつ、中の遊歩道をつくりとか、そういったもので多くの市民に接してもらえるような緑地というものを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○中山委員 承知をしました。

そうした場合に、その北側にある東京都の保全地域と一体的な活用というふうになるというイメージでいいのか、もしくは東京都は東京都の考え方での保全地区だと思うので、そこがどこまでできるかというのはあるかもしれないんですけど、もしできれば、広くそういうふうに活用できたら市民にとってもいいのかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 現在、東京都のほうにつきましては、特段、中に遊歩道みたいなものを設置されておりませんので、そのまま緑を残すような管理をされているというふうに認識してございます。ですので、先ほど、こちらで整備しようとしている考え方と相反する部分が若干出てくるかと思いますが、そちらについては情報を共有しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○中山委員 分かりました。ありがとうございます。

○中山委員長 ほかに質問のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 それでは、報告事項4番を終わります。



○中山委員長 次、報告事項5番 国分寺市災害廃棄物処理計画の改定について、報告をお願いします。

○小野木環境対策課長 よろしくお願ひいたします。国分寺市災害廃棄物処理計画の改定になります。

まず、資料につきましては、資料No.5-1と5-2の2点、御用意しております。

最初に、初めに誠に申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。資料No.5-2の素案のほうになります。

31ページをお願いいたします。

下段のほうに、項目として(1)の題名として、「一次仮置場必要面積の推計」とあるかと思いますが、こちら頭の「一次」の2文字の削除をお願いいたします。ですので、こちら(1)の題名は「仮置場必要

面積の推計」が正しい表記になります。

誠に申し訳ございませんが、同様の訂正がほかに4つほどあります、32ページのほうをお願いいたします。上から3行目に、やはり「一次仮置場」の表記があるかと思います。こちらのほうも「一次」の2文字の削除をお願いいたします。

続いて、その下、表2-6の題名のところにも、「一次仮置場」の「一次」の文字の削除をお願いいたします。

続きまして、33ページをお願いいたします。こちら表2-7の項目の中、左の項目の中に「一次仮置場必要面積(ha)」の記載があると思いますので、こちらも「一次」の2文字の削除をお願いいたします。

最後の訂正箇所ですが、その下の(3)の1行目の文中の最後のほうに、やはり「一次仮置場」の文字がございますので、「一次」の2文字の削除をお願いいたします。

訂正は以上になります。

誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことがないよう、十分注意して、資料作成をしてまいりたいと思います。

それでは、資料5-1をお願いいたします。

まず初めに、今回、国分寺市災害廃棄物処理計画を改定する背景につきましては、令和3年12月に本計画を策定した以降、国では災害廃棄物対策指針の技術資料が改訂され、また、東京都においても、令和5年9月に東京都災害廃棄物処理計画を、最新の科学的知見や東京都のこれまでの支援で得られた知見を踏まえて改正を行っているところです。

また、当市におきましても、国分寺市地域防災計画が令和6年12月に修正が行われていることに伴い、今回、これらとの整合を図るため、改定を行うというものになります。

次に、主な修正点につきましては、2ページ目以降をお願いいたします。

表にしてございまして、左から現計画のページ数、改定計画のページ、項目、主な修正点、修正理由と併せて表記しております。

ここでは一つ一つの説明は省略させていただきますが、基本的に先ほど申し上げましたとおり、現行計画を基に、国の技術指針や都の計画の改定、さらに市の計画の修正と整合を取るよう、データ等を更新して修正しております。ここでは、主な修正箇所としまして、太字で記載しているところについて御説明さしあげます。

まず、上から6段目、今回の改定計画の7ページのところになります。こちらでは想定される建物の全壊及び半壊の棟数を都及び市の計画に基づき修正しております。近年の建物の耐震化が進んできていることに伴い、被害棟数は減少しております。

続きまして、改定計画のページで中ほどの22から24のところを御覧ください。

ここでは、当市の廃棄物処理施設について、現在、(仮称)リサイクルセンター施設の建設に向けて作業を進めているため、現在把握している施設の現況のデータに更新し、また、現在のし尿処理施設になります湖南衛生組合の施設を追記しております。

続きまして、下から3段目、改定計画の30ページの欄を御覧ください。

ここでは、各団体とさらに連携を図っていくこと、さらに一部事務組合との連携について記載している項目になりますが、もやせるごみの処理につきましては、当市では一部事務組合に加入しておりますので、浅川清流環境組合、日野市、国分寺市、小金井市の3市で、具体的な連携方法等を確認するため、災害廃

棄物の合同処理マニュアルを今後策定していくことを追記しております。

最後に、3ページ目を御覧ください。改定計画の32から33ページの箇所になります。

ここでは仮置場の運営について、必要面積を今回の想定廃棄物発生量に応じて再計算しておりますので、その面積について記載しているのですが、現行計画でも、市で想定している仮置場の面積と比べて不足していましたが、今回の改定計画においても不足しているため、その対応としまして、仮置場の処分先への搬出を連続して繰り返すことで対応できる旨を追記しております。

主な改正内容については以上になります。

詳細は資料No.5-2、国分寺市災害廃棄物処理計画（素案）を御覧いただければと思います。現行計画から修正している箇所につきましては赤字で表示しておりますので、御確認いただければと思います。

最後に、今後の予定について御説明いたします。資料No.5-1の1ページ目に戻っていただければと思います。項目3の今後の予定になります。

9月に附属機関であります国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会を開催し、審議会から意見を聴取いたします。また、11月から12月にかけてパブリック・コメントを実施し、また、その期間中の平日1回と土曜日の1回の、計2回、市民説明会を予定しております。パブリック・コメント実施後、いただいた意見の採用等を検討した後、2月中旬頃をめどに計画改定の決定をしていきたいと考えております。改定の決定後は、パブリック・コメントの結果と計画改定をした旨の報告を委員の皆様にポスティングで報告させていただきます。

なお、改定計画につきましては製本化いたしますので、納品が3月末になる予定ですので、納品され次第、議員の皆様には配付したいと考えております。

最後に、市民の方への周知につきましては、3月中旬から市報及び各公共施設へ配架して、パブリック・コメントの結果公表を行っていく予定でございます。

以上、簡単でございますが、説明は以上になります。

○中山委員長 説明が終わりました。質問ある方、挙手にてお願ひいたします。

○高瀬委員 すみません。何点かお伺いしたいと思います。

この作業は本当に大変なことだと思っております。災害廃棄物ということでは、本当は速やかに処理できればいいんですけども、いろんな状況があって、なかなか難しい部分もあるなというふうには十分理解しているところです。

それで、何点かお聞きしたいなと思っていたんですけども、変更点は今お聞きしたところではあるんですが、素案の中で、23ページ、24ページで、簡単にお聞きしたいんですけども、清掃センターが、これから焼却の工事棟のところが解体、それから建設になるということでは、その間、そこが使えないということが一つ大きいだろうと思うんですけども、そこについては致し方ないところではあるかなというふうには理解しています。

それで、23ページの浅川清流環境組合のところですけれども、震度6強以上の場合に、地震発生時の支障期間はないと。そして、被災年の年間稼働率は100%って表現されていて、恐らくこれは改定前の現在のものもそうなっているんだと思うんですが、改めて確認ですけども、この浅川清流環境組合のほうに持っていくのはもやせるごみだけですが、そこについては、よほど何かない限りは、処理施設の耐震とかもかなりやったものなので、恐らくずっと、もやせるごみについては搬入が可能というふうに読めばよろしいんでしょうか。そこは確認させてください。

○小野木環境対策課長　　浅川清流環境組合の施設につきましては、委員のおっしゃるとおり、被災後は100%稼働できるということで聞いておりますので、現計画から同じ状況になっております。

○高瀬委員　　分かりました。そうすると、家庭や、あるいは避難所から出たもやせるごみについては、そんなに引っかかることなく、車が道路をうまく走れば、何とかなる見込みが一定程度はあるのかなと考えます。

その上で、地域集積所なんですけれども、一次仮置場と二次仮置場は、これからまた決めていくのか、あるいは発災があった場合に、全ての環境を見ながら決めていくのかというはあるかと思うんですけども。地域の場合というのは、やはり住宅から近いところを選んでいくということが必要なんだというのは、今の計画、この素案のほうにも書かれていたところですけれども、そういったところについては、地域の住民も一定程度把握しておく必要があるのかなというのが、今、国分寺市地域防災計画などでも、防災会があるところは一時避難場所に公園を使ったりとか、様々動きがある中で、少し連携をしながら、地域とも話し合いをしていく必要があるんじゃないかなと思ったんです。その辺の考え方、また、その地域の集積所とか一次仮置所、二次仮置所というのは、事前にというか、日頃から一定程度はこら辺というのを決めておくという認識でいいのか、その辺の進め方について教えていただきたいと思います。

○小野木環境対策課長　　地域の集積所につきましては、現計画についても位置づけているんですけども、具体的に、どの地区の方がどこの公園を使用するといったことについては特に決めてはございません。

というのは、実際に被害というか地震等が来た場合、その公園が使えるかどうかについても、遊具が倒れているとかいうこともありますので、もし、そういった地震等があった場合については、その現場の公園をまず確認して、使用できるかどうかを確認して、集積所にしていくという流れで考えております。

○高瀬委員　　特にこの地域の集積所は気になっているところでした。

確かに、今、御答弁あったように、例えば、木が倒れていたり、何かで塞がってしまっているとか、使えない状況というのは、当然、想定はあるんですけども、そうすると、発災した場合には、その状況を見て、どこに近隣の方たちが、いっとき、そのごみを集めるとというのは、その後、何らかの連絡があつて決めていくという感じでしょうか。地域に対してですね。

○小野木環境対策課長　　委員のおっしゃるとおり、そのようなイメージをしております。

また、地域集積所につきましては、今、市では市立公園のほうを想定しているんですけども、中には、特に集合住宅については、集合住宅の敷地で集めたいという申出もある可能性がございます。そういうときには適宜対応していきたいというふうには考えております。

○高瀬委員　　分かりました。ありがとうございます。

それと、もう一点だけお聞きしたいのが、処理困難物の扱いについてです。

石綿の含有建材みたいな、アスベストが含まれているものって、家が倒壊してしまった場合には、どうしても飛散する可能性はあるのかなと思ったりするんです。その後、それを一定程度まとめて置いておく場合には、ビニールをかぶせたりとか、様々あると思うんです。そういったところについては、この計画の中にも示していただいてはいますけれども、実際にはどのようなことがあると想定されているのか、少し確認をさせてください。

○小野木環境対策課長　　石綿等の処理困難物につきましては、まず基本的には仮置場には持っていないで、現場から直接処分先のほうに搬入する流れで考えております。

ただ、万が一、仮置場のほうに持ち込む場合もありますので、その場合については、ドラム缶等を用意

して、飛散しないような対応で保管をするような形で考えております。

○高瀬委員 非常に難しい対応だなというふうに思います。どこから石綿が出ているか、どの住宅なのかというのも、なかなか調査するのも、そういったところも難しいのではないかなと思いますので、難しいなと思いながらお聞きはしているんですけども、そういったときに何か調査ができるような対策みたいなものってあるのでしょうか。

○小野木環境対策課長 今すぐ何かということで体制を整えているわけではございませんが、ただ、実際に発災した場合につきましては、例えば、36ページにありますD.W a s t e - N e t 、これは国とか東京都の専門家の方の協力を求めるところができますので、協力を求めて、そういった判断をしていく形になるかと考えております。

○高瀬委員 分かりました。なかなか本当にどの程度の災害があるかというのも分からぬ中で、今、質問をさせていただいているところですけれども、家が倒壊したことによって、様々なもの、例えばアスベストなどが空气中に出てしまうということは、なるべく防ぐ必要があるなと思うと、どんな対策ができるかというのは確認させていただきたいと思いましたので、また国とか東京都も連携してということではあると思いますので、そこは大変かと思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

○中山委員長 答弁はいいですか。

一定時間たちましたので、10分ほど休憩したいと思います。

午後2時28分休憩

午後2時39分再開

○中山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

引き続き質問のある方、挙手にてお願ひいたします。

○寺嶋委員 こちら、資料作成ありがとうございます。一点確認をさせてください。

本件に関しては、国の災害廃棄物対策指針の技術資料が改訂されて、もろもろ改訂されていく中で、市としても現状に合わせて、ある意味アップデートをしっかりとするというような内容で、主に改定になってくるのかなという部分は理解しました。

そんな中で、内容としての大枠が変わっていくわけではないので、パブリック・コメントをやってもいいと思うんですけど、目的は何なのかなと思っていたんですけど、高瀬委員のお話とかを聞きながら、だからある意味、データとかを基につくっていくけれど、実際の市民の方々から見た現実と乖離する部分があったときに、そこをパブリック・コメントで収集して微修正する、そういうイメージで今回のパブリック・コメントを実施する、これが目的になるのかなと個人的に解釈したんですけど、それで認識として正しいのか教えていただきたいです。

○小野木環境対策課長 今、委員おっしゃられたパブリック・コメントの目的としましては、データの更新というところで、そこは自動的にできるというところはあるんですけども、それも踏まえまして、今回、冒頭に変更箇所というところで申し上げましたとおり、仮置場がもともと不足しているというところがあるんですけども、それを何回か繰り返すことによって、それを解消するだとか、あとは独自に一部事務組合との連携を図るというところで、今回の浅川清流環境組合と、日野市と国分寺市と小金井市のほうで連携して、合同処理マニュアルを今後策定するといったところの記載もしていきますので、そういったところも理解していただいて、何か御意見いただければというところで、パブリック・コメントを実施したい

というところで考えております。

○中山委員長 ほかに質問のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 それでは、報告事項5番を終了いたします。

◇

○中山委員長 報告事項6番 清掃センター工場棟解体撤去工事に伴う土壤汚染調査の実施について、報告をお願いします。

○井上清掃施設担当課長 報告事項6番、清掃センター工場棟解体撤去工事に伴う土壤汚染調査の実施について御報告いたします。

資料No.6を御用意願います。

本調査に係る予算につきましては、本定例会に提案させていただいておりますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、本調査の目的と内容ですが、令和8年度の工場棟ほか解体撤去工事に先立ち、令和8年度の年度当初より使用する工事現場事務所や資機材置場等、こちらを設置する部分、図でお示ししている紫色の部分につきまして、法令等に基づく東京都への届出書を提出するため、土壤汚染調査を実施し、提出書類の作成、都との協議、提出を行うものでございます。

なお、工場棟が建っている清掃センター本体部分につきましては、令和8年度に入り、解体工事に併せて土壤汚染調査を行う予定でございます。

また、このたび紫色の部分のみ先行して調査をする理由でございますが、本件は、当初、工場棟部分も含めて令和8年度当初予算で計上し、令和8年度から始まる工場棟ほか解体撤去工事に併せて調査を実施する予定でした。しかしながら、昨今の人手不足や働き方改革等による工期の延長等が懸念されることから、工期に影響を及ぼさないよう、工事着工の際、工事現場事務所や資機材を置くスペースとして使用する土地の部分についてのみ、先行して、法令等に基づく都への届出を行うため、土壤汚染調査を実施したいというものです。

最後になりますが、本調査の実施期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までを予定しており、本会議で可決されましたら、契約の手続を開始し、11月中旬に当該委託契約の締結、調査に着手し、令和8年3月初旬に調査完了後、東京都へ届出書を提出し、3月末に委託業務完了という流れを予定しております。

報告は以上でございます。

○中山委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手にてお願ひいたします。

○寺嶋委員 御説明ありがとうございます。先んじて、この紫色の部分をやって、追って、来年度の予算に含めて残りの部分の調査を行うということで理解しました。

この東京都への協議と届出書の提出を行うのは、今の色が変わっている部分で行った後に、来年度また調査したら、そっちはそっちで、また後から都へ協議と提出を行うという認識でよろしいでしょうか。

○井上清掃施設担当課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○はせべ委員 御説明ありがとうございました。

今回の土壤調査の区域のある場所といえば、大概、第九小学校の横のところとか、清掃センターの前のところなので、市民にとって、この土地の調査で影響は全くないかなと思ってはいるんですけども、

一つ、障害者の福祉事業所があるということで、近隣の方への影響はないんでしょうけど、その辺、実際はいかがなものか。それで、周知等はどうされるのかということを教えてください。

○井上清掃施設担当課長 調査自体につきましては、特にそういった周辺への影響ということはございません。

しかしながら、調査をするに当たって、業者の出入りがありますので、その辺につきましては、周辺の施設等には御案内をさせていただけたらと考えております。

○はせべ委員 ありがとうございます。きちんとやってくださると思っていましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 今の、はせべ委員の関連にもなると思うんですけど、第九小に向かう通学路の歩道も、この範囲になっているんですけど、通れなくなるとか、そういうことはないという理解でよろしいんでしょうか。

○井上清掃施設担当課長 この調査は、あくまでも清掃センターの敷地内で行いますので、通れなくなるとか、そういうことはございません。

○中山委員 分かりました。

それと、この紫の部分が全部ではないと思うんですけど、今後の解体工事において、資機材置場になっていくというような御説明だったと思うんですけど、北側ですとか西側は、この林、いわゆる緩衝緑地帯というのかな、それになっていると思うんですが、こういうところの緑もなくなってしまうのでしょうか。

○井上清掃施設担当課長 今、委員のおっしゃるとおり、そういった緩衝緑地帯につきましては、工事に伴って伐採をしなければなりません。清掃センターの敷地が大変狭いものですから、工事をする際には、そこの部分も活用して資機材置場、それから事務所棟も置くことになることになります。

ただ、今回の調査で、今の時点で伐採をするということはございません。

○中山委員 改めて驚いてしました。そうすると、行く行くは、この工場棟の解体に伴って、この緩衝緑地帯は、ほぼなくなるというイメージでしょうか、それとも詳細なところは、また今後になるんでしょうか。できれば、残せるところがあれば残していただきたいというのが実際のところなんですが。

○井上清掃施設担当課長 その点につきましては、事業者等が決定しましたら、調整しながら進めてまいりたいと、このように考えております。

○中山委員 通学する子どもたちも、この夏の時期、この緑地の所に来ると涼しいんですよね。ほっとする場所なんです。ですので、できれば残してほしいと思ったんですが、その工事等々もあると思いますので、今後、事業者が決定したところで詳細が決まっていくということですので、できるだけ残せる方向で交渉していただきたいなと思いますので、その点は要望しておきたいと思います。

それと、もう一点、お聞きしたいのが、この今回の図にもちょっと入っていると思うんですけども、この工場棟の左側、道路を挟んで左側は、第九小の敷地になるわけですが、そのちょうど南東角の反対側、清掃施設側。昔に西恋ヶ窪学童保育所の建て替えのときに、一時、仮の学童になった、あの部屋というか集会所ですかね。もう古くなってしまっていて使われていなかつたんですが、その辺りが、今、解体されて、工事になっているんですけど、この辺りは、今、更地になるだけというイメージなんでしょうか。

○井上清掃施設担当課長 今、委員がおっしゃった、その土地につきましては、今、清掃センターの中で瓶の処理を行っているんですが、その瓶の処理は、もともとストックヤードでやっていたのですが、スト

ックヤードのほうを利活用するということで、清掃センターのほうへ持ってきて処理をしているわけなんですが、清掃センターの中が、大変、手狭なですから、今、委員がおっしゃった土地を整地しまして、そこに瓶の処理に使うようなケースだとか、そういうものを置くための整備を、今、行っているところでございます。

○中山委員 そうすると、そのすぐ隣が民地になると思うんですけど、住宅もあるかなと思うんですが、そういう方への情報提供というか、周知というのは、もう済んでいるのですか。前に何かお聞きしたときに、今、言った古くなってしまった施設の西側にちょっと緑地があつて民地だったんです。その緑地は、その間を取って、緩衝帯として置いているんですということを聞いていたので、それも含めて、今、整備されているので、その民地の方への周知について、その置場になれば、置くときに、常にというわけじゃないんですけど、若干音も出ると思いますので、その辺が気になったんですが、いかがでしょうか。

○井上清掃施設担当課長 地元の住民の方には、国分寺市清掃センター周辺地元協議会、こちらのほうで御案内をいたしました。それから、周辺の住民の方には、チラシもお配りさせていただいております。

○中山委員 分かりました。

引き続き、いわゆる、一般的には迷惑施設としての負荷軽減のために緩衝帯があったというふうに理解していますので、そもそもの事情でそういうところがなくなってしまうのは一定理解をしますけども、きちんと情報提供と周知徹底はお願いしたいと思います。なるべく御理解を得られながら進められるようお願いしたいと思います。これは要望で終わります。

○高瀬委員 今の緩衝帯の緑地の件なんですけれども、今回はこの土壤の調査においては触ることはないけれども、これから建設が始まったときには、様々な資機材とか置くために、やむを得なく、一部か、どのぐらいか分かりませんけれども、伐採をするという理解でよろしいんですよね。

リサイクルセンターの建設に当たっての計画もつくられていて、そこは近隣の方、先ほどあった周辺地元協議会とかの御意見もいただいておりまして、周りに緩衝帯はつくってほしい、必要だというお声もたくさんあって、多分落とし込まれているのではないかと思うんです。そう思うと、一時的には、もしかしたら伐採が必要かもしれないけど、その後には、また植栽をしていくとか、そのような考え方ということでおろしいんですよね。確認だけさせてください。

○井上清掃施設担当課長 今、委員がおっしゃったとおり、周辺地元協議会、それから周辺の方々に、そういう御意見を聞いておりますので、その辺は、（仮称）国分寺市リサイクルセンター施設整備基本計画のほうにも落としてありますし、また、業者が決定しましたら、その辺のところは打合せの上、どういったところに緩衝緑地帯を配置していくかということは、業者と、それから当然、地元の方々の御意見を聞きながら進めてまいりたいと、このように考えております。

○高瀬委員 分かりました。

この緩衝緑地帯については、そのボリューム感も含めて、地元の方とは、もしかしたら少し違ってくることがあるのかもしれないって、今、ちょっと懸念するところですので、丁寧に御説明もいただきたいですし、できるだけ緩衝の緑地は広く取っていただけるように要望はしておきたいと思いますので、お願いいたします。

○井上清掃施設担当課長 今、委員がお話しいただいた緩衝緑地帯の再編ということは、くれぐれも注意をしながら、しっかりと対応してまいりたいと、このように考えております。

○中山委員長 ほかに質問のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 それでは、報告事項6番を終わります。



○中山委員長 続きまして、報告事項7番 一般廃棄物処理実施計画の目標達成状況について、報告をお願いします。

○栗原ごみ減量推進課長 報告事項7番、一般廃棄物処理実施計画（令和6年度）目標達成状況についてでございます。

まず初めに、恐れ入ります、本日、資料7番の差し替えをさせていただきましたので、説明をさせていただきます。

該当箇所は資料の別添資料の6ページ、令和6年度の太枠の欄についてでございます。

②番の中間処理費、単位は千円ですので、その数値のまま説明させていただきます。こちらが13万633、3番目の最終処理費が2万4,191でございます。これに伴いまして、合計の欄につきましても、29万6,216、1トン当たりの処理経費は143に変更となります。

このたびは資料の訂正につきまして、誠に申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。以後、このようなことが生じないように、しっかりと確認を進めてまいります。

それでは、報告のほうに移らせていただきます。

1ページでございます。

こちらは例年、計画の達成状況を報告しているところでございますけれども、まず年間排出量の実績と結果についてでございます。

表の1行目でございますが、もやせるごみ（家庭系）につきましては、目標と比較し、1,073トンの減で達成。この結果に伴いまして、トータルでも750トンの減となり、ごみの年間排出量につきましては、目標を達成している状況でございます。

また、資源物につきましては、御覧のとおり達成してございまして、一番下のもやせるごみ（事業系）につきましては、目標値に対して、実績値が超えておりまして、未達成という形になってございますけれども、全体としましては、おおむね順調に推移しているところでございます。

続いて、2ページをお願いします。こちらは、ごみの減量・資源化の直近3か年の状況になります。

全体としましては、総じて前年の令和5年度と比べ横ばい、または減量となってございますけれども、資源物のうち（3）のペットボトルにつきましては、徐々に増加している状況があるのと、（5）の小型家電につきましては、増加という形になっているところでございます。

4ページをお願いします。こちらは生ごみたい肥化事業の状況でございます。

御覧のとおりとなってございますが、今回、（8）の左下のところでございます。総収集量については、前年5万6,714キロから5万3,045キロと減少しているところでございます。

こちらの原因について、調査を進めてきたところでございますが、第二小学校のところで減となってございますが、減となった理由は、明確にはつかめなかったといったところでございますので、引き続き状況のほうを注視してまいりたいと、このように考えております。

大変雑駁でございますが、一般廃棄物処理実施計画の目標達成状況の報告は以上でございます。

続きまして、最後に5ページ、別添資料でございます。

こちらは令和6年4月から、資源プラスチックについて、製品プラスチックと一括収集を開始しました

ところと、令和6年6月から指定収集袋の有料化を実施しまして、ここで1年が経過しましたので、その状況を御覧のような形で報告させていただくものでございます。

内容につきましては概略のとおりでございまして、資源プラスチックについては、容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックも併せて一括収集してございますので、資源プラスチックの処理量は増加、その一方で、もやせないごみは減少するといったような形で、資源化が図られているような状況でございます。

そして、処理費用についてでございますが、当初の想定処理量とは、その差は大きく減少している状況でございまして、その影響で、今回、中間処理の事業者から、適正な処理費用の下に、処理単価の増額を求められているところでして、これについては、後日開催される補正予算審査特別委員会に増額補正をお諮りする予定としております。

今後でございますが、プラスチック廃棄物の減量に向け、分別の徹底を継続して、また状況を把握しながら、必要な取組、普及啓発等を進めてまいりたいと考えてございます。

最後に、資料の後半には、グラフや表で令和6年度の処理量、費用について実績を示しておりますので、お読み取りいただければと存じます。

報告事項7番の説明は以上でございます。

○中山委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手にてお願ひいたします。

○寺嶋委員 御説明ありがとうございます。

まず一点確認させていただきたいのが、もやせないごみに関しては、目標値に対して未達成であったといった御報告で、これに関して、どういった要因なのかと、どうすれば達成できたのかという、その見解を改めてお伺いできればと思います。お願いします。

○中山委員長 もやせないごみの未達成についての分析ですね。

○栗原ごみ減量推進課長 今、後半で説明をいたしました資源プラスチックのほうに、製品プラスチックも一括収集という形で、昨年度実施してきた経過がございます。

今回、こちらの資料のほうにも混入率という形で数字を掲げさせていただきました。前年度と比べましても、この35%という数字、大きく下がっているというところではございませんので、こういった分別の部分を徹底することによって、減量が図れることができたのではないかというふうに捉えているところがございますので、今後も、分別の周知を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

○寺嶋委員 ありがとうございます。ここに533トンが混入していたということで、未達成、目標との差が376トンだったので、ここがしっかりと分別されていれば、その部分、もやせないごみの部分も達成できたという部分はあるのかなと思います。

ただ、混入率に関しては、大体、令和3年がぐっと下がって、そこからまた上がってというところで、30%を切ることがない状況が続いているのも事実ですので、もしそこの部分まで考慮して目標として掲げられているのであれば、より一層、この分別をしっかりとやってもらうための努力が必要なのかなと考えますので、その部分、今後、しっかりと考えていただいて、この混入率の部分に対しても、一つ目標を定めるといいますか、何%ぐらいまでになるような目標にするというのもありなのかなと思います。意見として述べさせていただいて、ここに関しては一言いただければと思います。

○栗原ごみ減量推進課長 この混入率といったところの部分については、市内5か所のところでサンプル的に抽出して、プラスチックの割合がどれぐらいなのかといったところがございます。このパーセントの

部分というところは、年によって違いが出てくるような状況もございますので、今、委員がおっしゃった意見を参考にしながら、今後の周知について、生かしていかなければというふうに考えます。

○はせべ委員 ありがとうございます。未達成のところがもう一つ、事業系のところに出てるので、この辺の御説明も同じようにお聞かせいただけたらなと思っていますけど、いかがでしょうか。

○栗原ごみ減量推進課長 もやせるごみ（事業系）につきましては、確かに例年、未達成の部分となるいるところがございます。コロナ禍においては、事業活動が大分制限されていたような経過がございまして、それがここ数年、事業活動が活発になってきたといった部分がございますので、そのバランスといいますか、廃棄物が生じてしまうというような部分は、こちらのほうとしてもやりにくいところ、効果をなかなか出しにくいところの部分があるんです。そうはいっても、ごみを減らしていく努力は継続していくかなければなりませんので、市内の事業者のほうに、こういったごみの減量についてのお話ができるような手法は考えていきたいというふうに考えます。

○はせべ委員 ありがとうございます。事業所が動いたり増えたりすれば、その分、ごみが出るというのは当然のことなので、そこは本当に、今、お話しいただける手法を探りながらやっていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○高瀬委員 すみません。一点確認をさせていただきたいんですけども。

6ページの②で、もやせないごみにおけるプラスチックが占める割合と重量ということで、先ほど御答弁があったところです。

混入率については、サンプルを5か所で取ってということで理解はしたんですが、推定重量についてもサンプルから見た推定ということでおろしいんでしょうか。どういった形で出しているのかだけ確認したいと思います。

○栗原ごみ減量推進課長 こちらは、もやせないごみに、この割合を掛けて、こちらの推定重量のほうは算出しているところでございます。

○高瀬委員 分かりました。ありがとうございます。すごく単純な計算だったなど、今、思ったところです。

何で思ったかというと、プラスチックって、比較的重さは軽いじゃないですか。もやせないごみというのは、結構、比較的重いものが多い中で、その重量で、今、目標値とか定めてはいるところなんですが、その根本になるところの考え方がどうだったのかなということが知りたかったんですけども、非常に単純な計算方法だったということは理解をいたしました。

それと、その下の資源プラスチックに係る処理経費の比較のところで、真ん中に示していただいている数値というのは、何だったかだけ確認させていただいてよろしいでしょうか。

○栗原ごみ減量推進課長 真ん中の列ということでよろしいですかね。

（仮）プラスチック廃棄物の減量及び再利用の推進基本方針というものを、令和5年8月に策定したときの数字でございます。これは令和3年度の収集の実績に基づいて、これぐらいになるのではないかというような目標のほう、想定量のほうを算出した内容でございますので、今回は当初の方針で立てたときの予定と1年たった現在の状況を比較するために、そのまま方針に示されている数字をこちらに転記をして、比較、確認をしていただくような内容で資料を作らせていただいたということで、端的に言いますと、令和5年に想定をした数量が、こちらの真ん中の列に掲げている数値でございます。

○中山委員長 すみません。（仮）プラスチック廃棄物の減量及び再利用の推進基本方針でしたっけ。そ

うですよね。

○高瀬委員 分かりました。ということは、令和6年度はこのぐらいになるだろうという、有料化も含めたときの算定だったということでおろしいでしょうか。

○栗原ごみ減量推進課長 その方針を策定した当時の、これぐらいの費用がかかるであろうというふうに、方針に盛り込ませていただいた数値でございます。

○高瀬委員 分かりました。

資源プラスチックについては、一括の収集が始まったり、有料化をしたりして、条件がかなりいろいろ、ここ数年変わってきていると思いましたので、どの時点での目標だったかなというのを確認したかったので、お聞きいたしました。

いずれにしても、プラスチックの収集運搬費含めて、中間処理費がかなり低く、今回はその処理の仕方が変わっているからだと思いますけれども、全体としても1トン当たりの処理経費が減っているということで、今回、補正にもこれが関係しているということで、さっきの御説明はよろしかったですか。

○栗原ごみ減量推進課長 委員がおっしゃられているとおりです。この補正の部分につきましては、中間処理費のほうが、当初見込んでいた量よりも少なくなって、予算上少なくなっているところです。中間処理の事業者からは、その処理量が減っているので、収入金額が少なくなってしまっている状況ですので、この処理単価のほうを上げていただきたいという求めがございました。ですので、そういった増額の補正という形でお諮りしたいという予定でございます。

○高瀬委員 分かりました。

先ほど5ページを御説明いただいたときに、その最後のところがうまく聞き取れなかつたので確認をさせていただきました。また補正に係るのでそちらのほうでお聞きしたいと思います。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 すみません。今の高瀬委員の質問の関連なんですけども、見込みより、この資源プラスチックの収集量が増えていかないということが一つの課題になっているということなんですか。課題というか、プラスチックの量が少ないから、中間処理業者がリサイクルに回して得る収入が減るわけですね。それで事業者が大変なので単価を上げてほしいという話ですね。本来は、この資源プラスチックの収集量は、もっと増やさないといけないということなのか、その辺、教えてください。

○栗原ごみ減量推進課長 すみません。当初見込んでいたプラスチックが入ってくる量というのは、現在の量よりもっと多い、2,800トンを想定しておりましたので、2,800トンの想定で単価を設定していたわけなんですが、その量が、今回、実績のほうは少なくなっていますので、事業者に支払われる金額は想定よりも少ない金額で入ってきてているというような状況でございます。ですので、単価を上げてもらいたいという求めがあって、これに対して、今回、補正予算で増額し、その差額の分を補正計上したいという流れで、手続を進めていっているところでございます。

○中山委員 そうですね。その仕組みは、理解をしました。

この資源ごみも減らしていく目標ですよね。資源化されるものは、どんどん資源化したほうがいいと思うんですけど、総体量の話ですけれど、ごみは減らす、ごみはどんどん減らしていく。そのために、より分別して、資源になるものは資源ごみで出していく。そうすると、一定、資源ごみというのは、その量が出てくるのではないかというふうに思うんですけども、ただ、それも含めて減らしていく取組をしていくという理解でよろしいんでしょうか。

○栗原ごみ減量推進課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○中山委員 分かりました。

そうはいっても、先ほど議論あったように、もやせないごみの混入率、ここがなかなか下がっていかないというところが一つの課題だというところは理解をしました。

もう一つ別の視点、2ページの一番上の表のグラフになるんですけど、私、これ去年かな、おととしかな、もやせるごみの家庭ごみの1人当たりのごみの量ですね。結構多摩26市の経過も追いかけたことがあって、有料化して、国分寺市はずっと下がっているんですよね。1回だけ微増したかな。その後また増えた、その後また減っているような気もするんですけど、そういう自治体ってあまり多くないんですよね。有料化して何年か下がったけど、その後、また1人当たりの家庭系のもやせるごみは増えてしまったりとかがあるので、この辺の取組は、私は一定評価しているところなんですけれども、その辺の分析というか、26市の中で、これ確かに結構少ないほうで1位とか2位とか3位とか、そのくらいの量だと思うんですけど、そういう認識でよろしいですか。

○栗原ごみ減量推進課長 すみません。ちょっと確認のためにお時間をいただければと思います。

○中山委員 分かりました。私も調べれば出てくるので、もし分かればと思ったんですけど。

結構そういう取組を頑張っていると思っているので、そういうのも含めて、何か報告があるといいのかなというふうにも思った次第で、ちょっと触れました。

そういう意味で、生ごみみたい肥化のところで、増えてしまったという説明が最初ありましたけども、それはいっても令和4年度より増えていますし、また今後の経過、令和7年度の経過ですとか見ないと、まだちょっと分からいかないかなと。

この団体登録数も増えたり減ったりというところで、それはいっても増やす取組をしていただいているので、引き続き増やしていくようにお願いしたいと思っていますので、その点、一言いただいて終わりたいと思います。

○栗原ごみ減量推進課長 生ごみみたい肥化事業の部分につきましても、登録者数の増加もそうですが、公共施設での拠点のほうも、どこができるところはないか模索しながら、できるだけ力を入れてまいりたい、このように考えております。

○中山委員 もやせるごみを減らすのは、やはり生ごみの排出を減らしていくのが一番効果的だと思っていますので、引き続きお願いしたいと思います。

○はせべ委員 すみません。今の関連で、生ごみのたい肥化事業を、毎年、御報告いただいていると思うんですけども、個人の方の分析って、なかなか難しいかと思うんですけど、地域的には登録の人数から比べると、第二小学校の地域の方の出す量がとても多かったようです。それも毎年そういう形で進んでいます。地域によっては伸び悩むというか、個人の世帯の出すごみなので、出す人を増やすというところでいえば、何か効果的な取組とか、第二小学校地域が何か効果的にやっている部分があるのか、何かその辺の見解はお持ちでしょうか。

○栗原ごみ減量推進課長 こちらの登録者数の増加等については、市報ですとか、ホームページですとか、そういったところでの案内は載せているところではありますけれども、こういった形で人を増やしていく場面といった部分については、対面ですとか、口コミですとか、そういったことのほうが行動に移りやすいような部分あろうかと思っているところでございます。

今回、こちらには載ってございませんけれども、今年度から、西町プラザが新たに拠点収集の施設とし

て加わったところもございます。こういったところにつきましては、今後、その施設を利用されている皆さんへのアプローチですとか、あるいは地域の方々への周知ですとか、そういったところへの働きかけといいますか、声かけのほう、資料を持って、廃棄物減量等推進委員のお力も得ながら進めていければというふうに考えているところでございます。

○はせべ委員 ありがとうございます。ある公共施設の所は、担当している方と利用者とのいろんなコミュニケーションみたいなところで、何かとても広がっているみたいな、そういう話も聞いたりするので、いろんな側面で広げていっていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○寺嶋委員 一点確認させていただきたいのが、先ほど中間処理費のほうが大きく下がったことによって、単価を上げるという形になったというお話を伺いました。これは一定、致し方がないのかなと。明らかに想定よりも、処理される方の収入が下がってしまって、課題であるという部分は致し方ないのかなと思うんですけど、その前に質問させていただいた、このもやせないごみにおけるプラスチックの混入率を下げていくことによって、もやせないごみの量は減らせるけれど、結果的にそれはプラスチックごみのほうに移っていくわけじゃないですか。となると、これがかなりうまくいきましたとなったら、プラスチックごみが一気に増えましたとなったときに、単価を上げた状態で、また量が増えてしまったと、処理費用が思ったより逆にかかるようになってしまったみたいなこともあり得るのかなと思ったときに、こういう単価みたいな部分って、今、契約をし直すタイミングで、可能であればテーブル制とかのほうがいいのかなと思ったんですけど、現時点、または今後、そういった形で、要するに、プラスチックごみの収量に対して単価のほうを適宜見直すみたいなことは可能なのでしょうか。確認させてください。

○栗原ごみ減量推進課長 今回、この補正のほうに至った部分の背景につきましては、昨今、物価の高騰ですか、人件費ですか、そういったところの部分の要素もあるというような状況もございます。

契約については、今回、新しい（仮称）リサイクルセンターの完成する年度が令和13年度を予定しているところでございます。こちらの建て替えのためにやむを得ずといいますか、外部に委託をしたという経過がございまして、今回、この契約については5年間の契約という形で進めてございますので、切替えのタイミングで、そういった契約の部分について、いろいろ模索する部分はあり得るのかなというふうに考えます。

今回、この契約につきまして、先ほど5年間の契約と申し上げましたが、単価契約で進めておりますので、状況に応じて、単価の変更はすることができるということでございます。

それで、従量制については、現在は考えてはいないというところでございます。

○寺嶋委員 ありがとうございます。単価のほうは、適宜見直しのほうは考えるということで、従量制といいますか、テーブル制に関しては現時点では考えていないということで、適宜見直すことができるのであれば、今のタイミングでする必要ないと思うので、その部分、御対応いただければなと思いますし、そういった考え方もあるので、ごみに限った話じゃなく、それ以外にも転用できると思うので、ぜひともそういった部分は念頭に置いていただければなと思います。

私からは以上です。

○中山委員長 ほかに質問のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長 それでは、報告事項7番を終わります。



○中山委員長 それでは、続きまして、報告事項8番 ぶんバス日吉町ルートにおける事故の発生について、報告をお願いいたします。

○古谷交通対策課長 それでは、ぶんバス日吉町ルートで事故が発生いたしましたので、その内容について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、8月29日にポスティングさせていただいた資料の説明となります。

発生したルートは日吉町ルートとなりまして、発生日時は8月23日の土曜日午後1時頃となります。

発生した場所は新府中街道となります。多喜窪通りの東京都立多摩総合医療センターの先、新府中街道の交差点を右折し、オーバーパス手前の側道のところにあります内藤橋南バス停付近となります。

発生状況につきましては、乗客の方が内藤橋南バス停にて下車するため降車ボタンを押したにもかかわらず、運転士がそれに気がつかず、通過してしまったものとなっております。その後、乗客から指摘を受けまして、バス停の先の路上でバスを停車させ、乗客を下車させたものとなっております。この際、下車したお客様の1名が歩道に上がる際、転倒し負傷、その後救急搬送されたというものとなっております。

バス停を通過した原因といたしましては、運転士の不注意となります。さらにバス停ではない場所で下車させたことにつきましては、適切な対応ではなかったということとなります。

運行事業者からの再発防止といたしましては、運行管理者による指導、全ての運転士に事案を共有した再教育の実施と、降車ボタンが押された際には、承知しましたなどの呼称を行うことを徹底するということとなっております。

なお負傷された方に対しましては、私たちのほうで直接御自宅を訪問させていただきまして、謝罪をさせていただいております。また、その際、負傷された方は、御自宅で療養中であることも、現在確認しております。

簡単ですが、説明は以上となります。

○中山委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手にてお願ひいたします。

○はせべ委員 こういった事故、本当にあってはならないというところで起きているかと思うのですけれども、一点、書いてあるとおり、バス停以外では止まってはいけないということをきちんと守っていないという、いろんなミスが重なっていたかなと思います。最後の御説明で、最終的に負傷された方のお宅に訪問し、市のほうで謝罪をされたというお話があって、それは当然だと思うんですけども、この負傷された方への運行事業者の対応というのは、どういうふうな形でされたのか、もう一度お願ひします。

○古谷交通対策課長 運行事業者のほうからも、当然、直接会って謝罪をしたいという申入れはさせていただいたところですが、負傷された方からは、市からの謝罪をいただきたいということで、運行事業者からの申入れはお断りをされてしまったという状況となっております。

○はせべ委員 それは、運転士というか、運行事業者に対して、負傷された方のお気持ちが、怒りというか、何かそういったところがあったということなんでしょうか。

○古谷交通対策課長 直接お会いして、お話をさせていただきましたところ、非常に穏やかに対応していただきまして、特にお怒りな点はございませんでした。

市に対して、しっかりと運行をしていただきたいというお話をしたかったということで、運行事業者のほうからの謝罪はお断りしたというお話をいただいている。

○はせべ委員 分かりました。ということは市がきちんと運行事業者のほうに指導するようにということころだったということですね。

今後こういったことがないように、本当に十分気をつけていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○高瀬委員 右足のひびと診断されたということで、しばらく歩行も厳しくなるでしょうし、本当に申し訳なかったなというふうに思っているところです。

担当がお伺いしていただき、そこは丁寧に対応してくださったものと理解はしておりますが、ひびの状況とかは、その後、何かお聞きしたりしていますでしょうか。

○古谷交通対策課長 けがの状況につきましては、通院治療しているということで、まだ現在、治療中だということは伺っております。

○高瀬委員 分かりました。

それで、ぶんバスの事故って、これまでいろいろあったところではあるんですけども、停留所を越えたら、もう止まつてはいけない、次の所まで絶対に行かなければいけないとか、様々あるわけなんですけども、その辺りも今回徹底されたということでおよろしいんでしょうか。

○古谷交通対策課長 はい。法にのっとった適切な運行をするようにということで、指導のほうはさせていただいております。

○高瀬委員 基本的には、こういった事故があったり、また誤りがあったときには、事業所のほうに一度連絡をして、指示を仰ぐということが、これまで、委員会の中で、報告がずっとされてきたことなんですが、新しい事業所ということでは、その辺もさらに徹底をしていただき、これから、本当にこういったことのないように進めていただきたいなと思いますし、万が一、そういった同じようなことがあった場合にも、的確な対処の仕方を取っていただきたいなと思いますので、そこについては、繰り返しになりますけれども、重ねて申入れをしていただきたいと思います。その点はいかがでしょうか。

○古谷交通対策課長 今後につきましても、さらに適正な運行となるように、全ての運行事業者の方に、申入れをしていきたいというふうに考えております。

○高瀬委員 よろしくお願ひいたします。

今回、この方については、降車した後に転倒されたということでは、様々な保険とか、そういった問題は起こっていないくて、御自身の中で、今、診察をずっと受けられているという理解でおよろしいんでしょうか。

○古谷交通対策課長 バスは、もちろん保険には入っているんですが、運行中の事故に適用されるものとなっておりまして、今回の事案につきましては、降りた後になりますので、そういった保険の適用はないということで、現在は、負傷された方の保険で治療を受けていただいている状況となっておりますが、そもそも、けがをした原因がバス停を通過してしまったという運行事業者の方に原因がありますので、実費精算の方はさせていただきたいという申入れはさせていただいております。

○高瀬委員 分かりました。ありがとうございます。やっぱり何らかの対応が必要かなとは思いましたので、そのように受け入れていただければ、いいかなというふうに思いました。

ちょっと大変な、右足のひびという不自由をおかけするわけなんですが、早い回復を祈りながら、こういった事故がないように、また進めていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 今、高瀬委員が確認されていましたので、私も同じ思いでおります。

以前にもこういう事故もあったので、この事業者がということじゃないんですけど、しかし、事業者が替わったタイミングで事故が起きました。さらにこのバス停を通過してしまって、次のバス停で降

ろされていれば、このけがにはつながらなかつたんじやないかなというところで、本当に二重のミスのために、このけがにつながつてしまつたということが大きなところかなというふうに思います。

こういうバス停を行き過ぎてしまったときの対応等々も、きちんと研修の中で。本来は、行き過ぎてしまふことがないようにするのが第一なんですけども、併せて、起きてしまつた場合の対応についても、きちんと研修されていれば、こういうこともなかつたのかなというふうに思いますので、その点は要望しておきたいと思いますので、今後も含めて適切な対応をお願いしたいと思います。

○中山委員長 ほかに質問はよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、報告事項8番を終わります。

◇

○中山委員長 その他の報告事項に入ります。

○古谷交通対策課長 資料はございません。口頭での報告となります。

既に市報等で周知させていただいておりますので、御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、トーショー交通株式会社が4月1日から運行しているルートにおきまして、交通系ICが御利用いただけない状況となつておりましたが、9月1日から、こちらの利用が再開しておりますので、その御報告となつております。

トーショー交通につきましては、これまで交通系ICでの決済に参加していなかつたため、交通系ICでの決済が御利用いただけない状況となつておりましたが、年内をめどに、こちらの利用再開を目指すという御報告のほうはさせていただいたところであります、システムの開発が前倒しになつたことから、今回、9月1日からこちらの利用が再開したということを御報告させていただくものとなります。

以上です。

○中山委員長 報告は終わりました。質問ある方、挙手にてお願ひいたします。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 早く対応していただいてよかったです。

では、その次、もう一つですね。

○古谷交通対策課長 続きまして、また、申し訳ございません。ぶんバスで衝突事故が発生いたしましたので、御報告いたします。

発生したルートにつきましては、ぶんバス北町ルートとなります。

発生日時は9月8日の月曜日となります。時間は現在、報告書待ちですので、改めてお伝えできればと思います。発生した場所は、国分寺市役所へ向かう途中の五日市街道上となります。西武国分寺線の踏切を越え、府中街道の一つ手前の信号付近となります。窪東公園の西の一方通行と五日市街道が交差する交差点の若干西武線踏切寄りとなります。

発生状況といつしましては、信号で停車していた前方の車両に、ぶんバスが追突したものとなつております。

事故の相手方、また乗客が1名おりましたが、どちらにもけがはなく、乗客には、その後、代車を出しておりますので、そちらのほうを御利用いただき、目的地まで移動していただいております。

事故の状況につきましては、バスのナンバープレート付近と相手方車両の後方が接触したため、私が、ぶんバスの車両を目視で確認いたしましたが、特に傷は見つかりませんでした。

相手方につきましては、バンパーに傷がついていたと報告を受けております。ナンバープレートを止めているボルトが接触したのではないかという報告を受けております。

ぶんバス車両には何ら不具合が見られなかつたため、翌日9日火曜日の始発から、同車両にて通常どおりの運行を行っております。

報告は以上となります。

○中山委員長 報告が終わりました。詳細については、今後、でき上がり次第、ポスティングしていただけるということですので、質問がある方いらっしゃいますか。

ちょっと残念な報告が続いてしまいましたけど、よろしいですか。お互い、けがはなく人身事故にならずによかったなと思いますけども、今後も引き続き、こういうことがないように、先ほど答弁もありましたので、適切な対応をお願いしたいと思います。

では、もう一つですね。

○栗原ごみ減量推進課長 資料はございません。

昨年1年間の多摩地域のごみ実態調査の結果が送られてまいりましたので、その一部を報告させていただきます。

国分寺市は、総資源化率は49.2%で、こちら多摩26市で第1位となってございます。こちらの順位は、4年連続第1位ということでございます。

担当としましては、ひとえに市民の皆さんはじめ、多くの方の協力のおかげであると思っております。引き続き、ごみの減量・資源化の推進に向けて、普及啓発活動等に力を入れてまいりたい、このように考えているところでございます。

簡単ですが、報告は以上でございます。

○中山委員長 報告が終わりました。質問のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

○高瀬委員 御報告ありがとうございます。

4年間連続して、ごみの減量の総資源化率1位ということでは、本当に市民の皆さん之力、また事業者の方の力もあるかと思いますけども、そういった力を合わせたところだと思っています。

また、様々な施策を準備してきた市の取組もあって、ここまで来ていると思います。みんなで頑張ってきた結果だなと思いますので、引き続き、よろしくお願ひいたします。

○中山委員長 そのほかよろしいですか。質問はよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 その他報告事項も以上でよろしいでしょうか。

委員の皆様からも、その他はよろしいですね。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 以上で報告事項を終了いたします。

続きまして、陳情の審査を行います。説明員の皆様は以上になります。ありがとうございました。

ここで委員会を暫時休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後4時49分再開

○中山委員長 それでは、委員会を再開いたします。



○中山委員長 続きまして、陳情第7-1号 「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情を議題といたします。

初めに、調査担当からの説明を求めます。

○鈴木議会事務局次長 それでは、陳情第7-1号、「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情、こちらにつきまして、御説明いたします。

本陳情は、令和7年8月4日受理、国分寺市本町2-7-10、エッセンビル2階、本町クリニック内、P F A S汚染を考え、安心で住みやすい国分寺を創る市民の会代表、杉井吉彦氏ほか連署者10人より提出されたものでございます。

陳情の要旨につきましては、お読み取りのほうをお願いいたします。

陳情事項につきましては、次の4点を内容とする意見書を、国へ提出することを求めるという内容でございます。

- 1、自治体と連携の上、P F A Sによる汚染原因を究明し、その情報を開示すること。
- 2、地下水並びに水道水のP F A Sの除去・低減に向け尽力すること。
- 3、希望者が血液検査を受けられるようにすること。
- 4、自治体が実施する地下水の独自調査・検査等に対し、財政的支援をすること。

陳情の説明は以上でございます。

○中山委員長 説明が終わりました。それでは、審査に当たりまして、御意見あるいは調査依頼等のある方、挙手にてお願いいたします。

○寺嶋委員 調査の依頼をさせていただければと思います。

我々、都のほうには意見書を送らせていただいたのですが、国の方に送るとなった場合、東京都の多摩26市で、もし、意見書を送っている自治体があったら、どういった内容で送っているのか、確認させていただきたいと思います。

意見書そのものを確認させていただきたいです。

○中山委員長 ただいま寺嶋委員から調査依頼が出されました。事務局のほうでよろしいでしょうか。

○鈴木議会事務局次長 多摩26市において、P F A Sに関して、議会として国への意見書の提出について、まず、提出があったかどうかということと、提出があった場合につきましては、その内容というところで、調査をさせていただければと思います。

○中山委員長 よろしくお願いします。

○久保委員 既に三多摩上下水及び道路建設促進協議会において、国に要望書を提出したというふうにもお聞きをしています。その点の部分についても調査をお願いしたいと思います。

○鈴木議会事務局次長 三水協において提出をされましたP F A Sに関する要望について、こちらのほうにつきましても、調査をさせていただければと思います。

○中山委員長 よろしくお願いいたします。

ほかに調査依頼のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、今、2名から調査依頼が出されましたので、陳情第7-1号について、継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。



○中山委員長 続きまして、陳情第7-2号 ぶんバスのさらなる発展を求める陳情を議題といたします。

初めに、調査担当からの説明を求めます。

○鈴木議会事務局次長 それでは、陳情第7-2号、ぶんバスのさらなる発展を求める陳情につきまして、御説明いたします。

本陳情は、令和7年8月7日受理、国分寺市本町4-24-15、国分寺ぶんバスを良くする会の共同代表、大畠良則氏、金子澄子氏、金澤学人氏ほか230人の署名を添えて提出されたものでございます。署名者の内訳といたしましては、市内の方が186人、市外の方が44人でございます。

陳情の要旨につきましては、お読み取りのほうをお願いいたします。

陳情事項につきましては、次の7項目を求めるという内容でございます。

1、今回の200円への運賃値上げの決定に至る根拠に対して、市の説明が曖昧なものとなっています。また、値上げ後の増収分の扱いについて明らかにしてください。

2、心身に障がいを持つ方とその同伴者について、その同伴者についての説明がありません。100円のままとしてください。

3、運行ルートによっては積み残しが発生しています。便数を増やしてください。

4、市内では公共交通の乗り入れのない地域があります。交通不便地域を解消してください。

5、70歳以上の高齢者の無料化または、シルバーパスの利用を可能にしてください。

6、立川市などで行われているような、市民参加のワークショップを開いてください。

7、運賃、ルート、時刻表など市民に影響する事項は条例で定めてください。

陳情の説明は以上でございます。

○中山委員長 説明が終わりました。調査依頼等ある方は挙手にてお願いいたします。

○はせべ委員 御説明ありがとうございました。

陳情事項が7項目、たくさんある中ですけれども、今回、私のほうで依頼させていただきたいというところは1番のところなんですけれども、今回の200円への運賃値上げという文章の後の、「また、値上げ後の増収分の扱いについて明らかにしてください。」というところで、市で、この値上げ後の増収分の扱いの方針が決まっていれば、お願いします。

○鈴木議会事務局次長 そうしましたら、値上げ後の増収分の扱いの方針、それに類するものにつきまして、所管のほうで、あるかどうかといったところの調査をさせていただければと思います。

○中山委員長 そのほか、調査依頼のある方。

○高瀬委員 私からは、陳情事項の6番に係ってお願いしたいと思っています。立川市などで行われているような、市民参加のワークショップを開いてくださいという内容です。

先ほどの陳情提出者補足説明会でもお伺いはしたところではありますが、その中で武蔵野市も同様なことが行われているということがありましたので、立川市及び武蔵野市について、市民参加がどのように開かれているのか、調査をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○鈴木議会事務局次長 そうしましたら、立川市及び武蔵野市における市民参加のワークショップの状況ということで調べさせていただければと思います。

○中山委員長 そのほか、調査依頼のある方は、よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、今、2名の委員から調査依頼が出されましたので、陳情第7-2号について、継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で、本日の建設環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時59分閉会